

一一九六ノ二

本文書ハ一一九六ノ一号文書ト同文ニ付キ省略ス

冊子原寸 縦二七・五種 横一九・六種 八枚

二二七 園田彦左衛門ヨリ大久保一蔵へノ報告

芸備ニ於ケル佃米ノ件

一一通

(包紙ウツ書)

芸州滞在

園田彦左衛門

大久保一蔵殿

〔朱〕
「甲子十月廿一日」

ノ

」

一一九七ノ一

(端裏付箋)

「しらへへ濟」

先達而御国許出立之砌、御達之趣い細承知仕、去ル八日
小倉江着仕候処、黒田嘉右衛門外一人儀、久留米辺江御
用有之相滞居候由、其折柄芸藩兩人此内より小倉江滞在
いたし居候処、迎船参り兩人之内耆人は急ニ罷帰候由承

り、就而は兼而知人故同船仕候ハ、広島着之上茂彼是
都合宜、其上彼方ニ茂列合も無之、同船いたし候ハ、却而
仕合之由承候付、承知仕候趣は勿論、被相渡候御書付耆
封、黒田着之上は旁引合直様相渡候様土持平八江申含残
置、私儀は去ル十一日夕方乗船、同十六日爰元着船仕候
処、伊藤万次郎事、去ル五日上京いたし、山内堅助ニは
此内より御手洗江差越居、昨日爰元江参り候付、承知之
趣を以引合承申候処、別紙之通都合能開方取計置候由承
り、同人茂今日爰元出立罷帰候間、尚委細之儀は御直ニ
御聞取可被下候、左候而諸侯方
御参府一件之儀、小倉滞在中より承合候処、当時柄右様
之儀共被仰出候而も迎而も難被行、尤御追討御手当被仰
出置候御人数は、先御参府ニ不及段被仰出候由ニ而、自然
先寄是非御参府等無之候、而不相濟時機ニも成立候ハ、
いつれ当分通御願立ニ而も不相成候而は相濟間敷との含
之由、肥後并小倉・芸藩より承申候、併松平兵庫守様ニ
は近々御参府被成候御模様之由、然共慥成儀は相分り不

申由御座候間、尚承合相替儀は追々可申上候、左候而長
防探索方等之形行は、別紙を以御届申上候間、左様御聞
置可被下候、此段申上候、以上、

子十月廿一日

芸州滞在
園田彦左衛門

大久保一藏殿

文書原寸 縦一四・五種 横一五〇・八種

一一九七ノ二

一米七百拾九石余

右去秋御交易米残ニ而、此節芸州本川筋三国屋土蔵江
御用達桑原儀三郎切封ニ而御用相成候由、

一同式千五百石

右芸州忠海江

一同式千五百石

右備後三原江

右式行当子秋御交易米之内より御用取計候由、

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四六三号
文書ノ一部ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一四・五種 包紙原寸 縦二〇・五種
横三〇・三種 横 二八種

二六 西郷吉之助ヨリ在藩ノ重役へ 別紙共三通

長州征伐ニ付薩兵ノ攻口

一一九八ノ一

上之関之儀、諸藩切口も無之、諸方之通船第一之繫場御

座候処、近来通船ヲ塞、旅人之上陸ヲ押へ、台場等相備
萩表より守衛之人数を茂差出置たる由御座候へへ、徳山
辺より攻掛之諸軍煩ひニも可相成哉と奉存候付、京都詰
在之一手を以、海路より上之関乗取、暫陣を居へ、諸船
之海路を開候而馬関江相廻、国兵と合し、其上萩口江乗
込候手順ニ御座候間、此段形行申上置候、以上、

御名内

十月廿二日

大島吉之助

文書原寸 縦一六・三種 横五二・八種

一一九八ノ二

(端裏書)
「惣督方より返詞」

長州上之関より上陸、攻寄方被相伺候趣、從是否可相達候事、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四六四号
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一五・四種 横一四・八種

一一九八ノ三

小倉表江越前様より御達ニ相成候書面、宮崎良助写取差出申候、

文書原寸 縦一四種 横五種

〇二九 大坂城中征長軍議列席者氏名

一三〇 西郷吉之助ヨリ小松帯刀へ

(成書)
尾張総督ト西郷トノ征長方略密議

尾藩若井(成書)吉演達之趣は申上置候処、晩前書状到来いた

し、御旅館江罷出候様、老侯御逢(徳川慶勝)ニ相成との事ニ御座候故、早速参棲仕候処、初ニ田宮如雲(篤徳)面会いたし候ニ付、

得と事情申込候処、永井主水正(前志)ニ茂跡より参上いたし候様子、暫談判も有之体ニ而相扣居申候処、老侯御逢被申事

ニ付罷出候処、御丁寧之御挨拶振ニ而打明て存慮御承知

被成度との事ニ御座候間、吉川辺内情之次第委敷申説、其

上御策略ニ付敵方両端ニ分、暴党正党と相成居候義、誠ニ

天之賜と可申訳、譬一致之ものニもいたせ、策を廻し兩

端ニ相成候様可致こそ戦法ニ御座候処、両立之ものを一

ツニ死地ニ追はめ候義、誠無策之ものと可申、実ニ拙き

次第ニ御座候、左候而謝罪之筋を立、帰順之者悉く賊人

といたし成し候義、御征伐之本意とハ相考不申、帰順い

たし候様御扱被成候こそ御征伐之本旨と奉存候段、理を

尽し申説候処、成瀬隼人正(正徳)も御前江被召呼候ての御質問

ニ御座候、且偏ニ御頼思食候間、一張尽力致呉候様、分而

御頼被成との事ニ御座候、右ニ付救応之人教芸地江暫足

を止、其上機会ニ乗し岩国江乗込候見込之処申置候処、

老侯より之御達ニ、諸藩悉攻口之難決を申立、繰替之事計申立居候而、総督府ハ是ニ御込之様子、戦略之事ハ先ツ次ニいたし、攻口之事計ニ涉り居候向ニ御座候、夫故只今攻口之義御達相成候而ハ、諸藩之氣受ニも相拘、一同動立事ニ御座候、勿論御達なくて只勝手ニ岩国より人数を繰上候而ハ、諸方も一同崩立、自分ノ之勝手ニ攻懸候ものニ可相成候間、総督芸地江着相成候而、そこで俄ニ総督之見込ニ而萩之攻口を繰替、岩国と達替相成候而ハ如何有之候哉との趣ニ御座候間、何ぞ差支之訳ハ無之、全体救応隊之義芸地江踏入、陸軍を押候賦ニ而、芸州江ハ陣取もいたし置候間、是迄人数を繰込置候て、御下知ニ従ひて岩国江乗入候場ニ相心得可罷居と申置候処、左様なれハ、此義ハ至極秘し置候様承り候付、委細承知仕候旨相答置申候、然処老侯様より御脇差拜領被仰付、一向尽力いたし具候様との事ニ御座候、尾州ニ而も胸一杯と相成、諸藩之処、攻口等難決いたし、弱め計相見得候故、もふハ薩州を取込不申候而ハ、尾の取れ候事ニハ無之との見

込ニ相成候半欵と相考居申候、夫故近來せび涯相成候処、尾州之会釈も格別相變、依頼と計申居候位ニ御座候、右等之都合相成申候間、今日ハ早速芸州地江差向出帆可仕候間、左様思食可被下候、御当地より之御人数ハ矢張芸地江差向候様御下知被成下度奉願候、此旨荒々形行迄申上候、恐惶謹言、

西郷吉之助

十月廿五日

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四六七号
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・三種 横三七二種

一三〇 吉川監物ヨリ芸藩へ依頼ノ進軍猶予ノ

歎願書

〔備置付箋〕

一甲子十一月三日

〔朱〕

一甲子

十一月三日広島江岩国ヨリ使者来り、左之歎願書ヲ

出ス、

私本家家老之内、乍恐於 京師暴動仕候儀ニ付、先達而
奉歎願置候処、此度御征討之御期限切迫ニ及候段、窃ニ
奉窺、大膳父子ヲ始、末家中闖国之士民一統痛心泣血仕
候、就而ハ御指図を不待罪魁益田右衛門・福原越後・国
司信濃三人之首級奉備御実検、其余參謀之徒敵科可申付
候、尚又公卿方去年以来山口御滞在之処、何卒他州江御
軛座追而は都下御歸入相成候欵、御取扱之儀奉願度心得
ニ御座候、乍併於此儀ニ而は早速大膳父子江申聞、其分
相計せ度奉存候得共、遠路相隔り往復之日数有之候付、
仰願は列藩へ御進発之儀暫御猶予被成下候様奉希上候、
此由可然大総督幕下江御執成之程只管奉懇願候、恐惶敬
白、

十一月二日

吉川(経世) 監物
黒印

実功ヲ願シ歎訴いたし候様御達相成候、以上、

文書原寸 縦一六・三種 横七〇・六種

三〇三 黒田嘉右衛門ヨリ大久保一蔵へ

長州征伐出陣ノ件

(包紙ウツ書)
「大久保一蔵様

黒田嘉右衛門

「朱」
「甲子」

十一月五日発

「筑前より」

今般久留米江立寄、先達而御引合申入置候趣も御座候処
既ニ出軍期限被仰渡付、先不取敢初発之究通、筑前芦屋
江参陣之筈候間、為御心得御同組合之事故、拙者存慮を
以御案内ニ及候旨申入候処、於彼方いまた其手数ニ不及
候付、不日ニ彼藩も出軍之手配ニ可取掛と之事ニ而、
中務大輔様(有馬慶頼)ニも別而御満足被思召候御模様ニ被相伺申候
尤 御国之御様子如何と御出軍之有無伺之為、先日御使
者も御差立相成居たる由ニ御座候、
一 肥後熊本出勢人数、筑後松崎駅江滞留罷在候付、何等
之子細ニ候哉探索候処、筑前領人馬継立相断通行不

相調由承得、尚又於山家駈委細相尋候処、弥以筑前領
は此節長州征伐として諸藩之出張人数ニは人馬一切繼
立不致様、城下より敵數命令御達しニ相成候旨、駈場役
人より慥ニ承届候付、早速福岡之様道を転し、既ニ近
日御国人数も通行候処、右次第通路拒絶之御取扱、差
当り当惑之至、元来何様之故を以右次第之儀ニ被及候
哉、一先役筋江引合、埒明兼候模様ニ候ハ、(黒田齊博)美濃守
様江遂拝謁相願候含ニ而差越、即彼藩條原幾平と申者
江面会、委細談判ニ相及候処、全体於彼方近日出陣之
筈、左候得ハ夥數人馬入用付、一往諸藩之御繼立相断
候次第ニ而、別ニ子細無之旨返答、左候ハ薩州出勢
人数最早追々肥・筑之間ニ参掛り候処、前以一往之御
挨拶も無之、行形御断と申而は実ニ進退相究り候次第、
左様候而は第一

ニ御通行之御便利宜キ様取計可申と之返詞承届候、左
候而糧米且薪之儀は芦屋在營中不自由無之様及相談候
処、是は素より御安キ事故、聊御案しニ不及様早速郡
方下役共出役為致、御用弁可為仕と之返答ニ御座候、
一御国蒸氣船三艘、一昨三日月方福岡沖江淀泊、其日私
ニも幸福岡江参合候付、即小船より乗出し、副惣督并
其他出軍諸役々江面会事情承候処、兎角福岡より先キ
江ハ難差越旨水主共申出、依之是より都而陸行之外無
之と之評議ニ候旨承得、然処福岡より芦屋迄は直道と
ハ乍申、大凡拾壹里余之路程、急速之通行手配可難調
存し、福岡湊之船頭共招呼、内々芦屋通船之難易相尋
候処、随分被差越と之趣申出候付、是以彼地案内能存
し候水夫五六人雇入、海路案内ニいたし、何れ共芦屋
迄廻船之方便利可宜申談、右條原幾平江水夫御借シ給
度段も申入置候、(定巻)
一右彼是於福岡談判相及置、返詞之儀ハ松方助左衛門・
堀平右衛門兩人相残り、決定之処承届罷歸候様申談、

右篠原江も松方・堀之両士姓名申入置、御返詞之儀は

此者共江御申聞給度、委細申入置、私ニは早速発足声

屋江馳參候処、大混雜、宿割は兎も角も相運居候得共

何分賄方之手数毛頭無之、田中治右衛門ニも別而当惑

仕居候付、いまた御伺ハ不申上候得共、差当り無致方

豊前平松之方江乍即分隊之筋ニいたす外有之間敷、因

茲島津隼人(久考)一陣諸郷人数并御城下二組丈ハ平松之方江

繰入、左候而惣督并御家老御着之上、何れ共又御処置

可相付奉存、乍不成合私当座見切を以右人数丈ハ平松

之方江着陣之手配ニ相及置申候、無左候而は着涯食糧

焚出シ之処全無之、不得已右通取計ニ相及申候間、左

様御聞取可被下候、自然御前之御都合は乍恐可然御執

成奉願候、

(松平茂昭)一越前公いまた九州御渡海無之、近日中ニハ御着可相成

と之評判ニ御座候、諸藩も追々繰出之体、乍然拾壹日

限之惣揃ハ些、六ヶ敷可有之被存申候、此節之出軍は

御国人数真先ニ而、却而近国之面々は相後れ、大ニ都

合宜く勢ひ之事ニ御座候、

一於大坂去月廿一日御軍議当月十一日惣揃ニ而、十八日

打入之御内定、其内廿六日芸州江長州家老御呼出シニ

而、幕役より右之趣御達シニ相成筈之由、熊本之飛脚

相咄候旨小倉村上銀右衛門より申出候、

右通手配仕置、只今又小倉江差越申候、太分今日は

(松平茂昭)副惣督芦屋御着陣可相成、左候ハ、飛脚御差立相成

候半奉存、太抵是迄之形行勿々書認置差上申候、尚

此末之形勢ハ又追々可申上候、恐惶謹言、

十一月五日

黒田嘉右衛門

一蔵様

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四九〇号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦 一四・四糎 包紙原寸 縦二八・三糎

横二七六・八糎

横四一・三糎

二〇三 小松帶刀ヨリ大久保養田へ

征長応援隊出發其他

〔端裏付箋〕

大久保一藏宛

霜月六日

養田伝兵エ宛

小松帶刀より

〔端裏書〕

大事

小松

於其御地

上々様御揃御機嫌克被為入、恐悅御同慶奉存候、爰許何そ相替候事も無御座候、征長期限等之義は、先便申越候通、此方人数も為応援被差出候段へ、御問合申置候通ニ而、去月廿九日御殿御書院より御敷台ニ而惣勢江出陣之御祝として、御酒・御膳迄被成下、物主以上江は備後殿より御盃とも被成下、翌一日辰之上刻御邸中稲荷社江御神楽、(島津忠鑑)備後殿ニ茂御参詣、惣勢参詣、御敷台ニ而惣勢御暇乞、其より行軍、乾御門ヨリ繰入、公家門前通、南門ニ而惣勢遙拜、境町御門より二条通東洞院・竹田街道伏見と行軍ニ相成候、尤前以より軍装、九門内通南門遙拜之事共相願置候處、御免ニ相成居、旁都合能、九ツ時

分ニ伏見江看、直様淀川下りニ而浪花江も四ッ過着舟等ニ相成候由、備後殿ニも南門前ニ御出ニ而行軍御見物、

夫より賀茂下上江出陣之祈願として御参詣相成、惣勢も

進立、軍装も此節ハ殊之外立派ニ而、旁能キ都合ニ御座

候、浪花ニ而も何辺都合克、三日早天ニ乗船、平和之天

氣ニ而出船相成候由、旁上都合御座候、昨日は備後殿ニ

も八幡江御参詣ニ而、拙者ニも御同伴申上候、且長州事

情并惣督軍配等之義は、大坂より西郷申上越候由、其後

何そ相替候条も無御座候、おのつから其御方よりも人数

御差出為有之筈、御出陣先江此方出陣方より御曳合可申

上賦御座候間、(正治)旁御都合可宜と相考申候、吉川より浪花

迄使者差立候由、伊地知より之書面差上申候間、別段不

申越候、先々好キ向ニ相成、御互ニ大慶いたし候、然処

惣督之所は前後所置振も十分心得相成居候得共、何分閑

東之処三才之童子迄も命ヲ絶と申様な心得有之由、左候

時ハもふハ天下之乱ニ可相成候間、(正風)旁長州之事情もくわ

しく申込候方可然と之事ニ而、高崎いせ関東江下向いた

し申候、大樹公御親発も惣勢切掛ヲ期限ニいたし御出馬相成ト之事、矢張遲寛ニ相成向ニ御座候、海江田も未帰京不致候得共、もふハ不日ニ罷上り候半と相待居申候、左候ハ、詳細幕之内情旁可相分候、其上ハ早々申上候、爰許ニ而も段々流説多々御座候得共、例之通、依而出る所も可有之、突留候義更ニ無御座候、併水藩近比多人数出京、何欵相企居候向ニ被聞申候、折角探索もいたし置候得共、未相分不申候、一向趣意分兼候、御所向ニ而は何ぞ別段之事柄も無之、先々無事ニ御座候、中川宮御改名賀陽宮御縁組彦糸旁細事并上江申含置候間^(石見)当人より御聞取可被成候、御屋敷中静謐、去ル三日ニは岡崎ニおひて一陣訓練共御座候、毎日程御屋敷ニ而訓練共ニ御座候、出軍跡之事ニ而一向御手当向嚴重ニ有之度ト之事ニ而、取締等念入申渡事ニ御座候、一守衛江被差登候御城下物主、此内より少々病氣有之、今程快氣之程合も無覚束、一役之事ニ而差支ニも相成候間、孰レ交代ニ而も可被仰付義と相考申候、然処右

御城下人数ハ御手当被仰付置候而、直様出立詰之心得も無之、其上物主組ニ而被曳列候間、最早七月十九日之一戦も相勤、皆々功勞も有之事候間、御城下人数は当年中欵来正月方迄ニハ交代被仰付度相考申候、おのつから御家老方江も問合申越候間、可然御談し可被成候、交代被仰付候節は、組ニかゝわらず御人撰ニ而被差出候様有之度御座候、一 一橋公之所矢張御引込ニ而、何事も關係無之向ニ御座候、併間々参 内等是有之申候、一 山階宮江最上富沢星粟毛 中將様御滞京中ニ被進相成候得共、右御馬ハ御手ニ不被叶候間、市成月毛駒ニ繰替被遊度、無抛御沙汰ニ付奉伺候上ニ御答可申上筈候得共、御差急キ之事ニ而、先夫形ニ御繰替置被遊候而可宜と申上置候間、其段御申上置可被成候、外ニ 思召御座候ハ、何分可被申越候、右之形行申越候、形勢事情詳細大和江申含越候間、御

聞取達

貴聞候義共、可然御執計可被成候、此旨御内用を以申越候、以上、

霜月六日

小松帯刀

大久保一蔵殿

蓼田伝兵衛殿

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四九一号
文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六糎 横四〇〇糎

三〇四 石垣銳之助ヨリ桂、大久保、蓼田、西郷

二通

英国ノ日本ニ対スル武力政策

(封筒)
一 大久保一蔵殿

蓼田伝兵衛殿

石垣銳之助

西郷吉之介殿

(封筒ウラ)
一

二二〇四ノ一

別紙之通近比承得候、此儀も儘成出所ニ有之、第一之事柄付早速申越候、然処既ニ兵庫開港も近寄り、是が右之期限迄と申事ニ候、楮又便良も当分滞英、先度も申越置候通、今ニ別段相替処差而承程之事も無之候へ共、武備之手当は近々有之由ニ承り候、乍恐生財之一事は曾而手段も無之、ケ様ニ武備之用意迄而已、如何之もの欵、西洋人之咄も近々承り申候、和蘭ニ而打立之船も来年は日本江廻船相成賦候由、四拾間余之軍艦ニ而、大砲も二拾挺位と申事ニ候、我々共も我來月中旬迄ニは英地出立帰帆候趣之賦ニ候、殊之外ニ長引き候へ共、決而何も御都合向之事ニ而候へ共、何分情実巨細書面ニ而難尽候、已上、

我十一月八日

石垣銳之助

桂右衛門殿

大久保一蔵殿

蓼田伝兵衛殿

西郷吉之助殿

文書原寸 縦一三・二種 横一八・九種

一一〇四ノ二

秘密之急報

英国万政務全權領事官バームストン名と申もの、今式ケ月以前致病死、跡代是迄外国掛領事官ロスル名ニ被命候処、則魯細亜・李漏生・和蘭・仏蘭西へ密使を以極内談判いたし候趣意左之通、

一 日本国は人質強慢にして条約を不守、道理相諭候而茂詳解する不能、今形ニ而は往々和親交易普相行れ候期限無之、故ニ速ニ兵権を以強慢を治し、蒙昧道理を照して国家を開しむるの外所置なし、英国ニ於ては兼而亜細亜諸州へ差遣置候数拾艘之軍艦相遊居候付、此内より差向一戦ニ及び、兵権を示て随意ニ開港を成すへし、勿論必勝無疑候付、軍用之雜費は日本より可相請取候間、別段出金ニ不及、故ニ亦国民之惣論を不待、

領事官中之權を以可計、御同意可給哉と云々、

一 魯細亜・李漏生之返答ニ、日本国と和親条約を結と云へとも、未だ商民等相渡り貿易を成すに不至、兵権を以随意之開港いたし候而茂、国家を益する程の功なし、御内談之趣ハ御尤ニは候得共、御同意難致と云々、

一 和蘭国之返詞は、三百年來和親旧交之國柄ニ付、譬へ条約を不守と云へとも、不得止事、内情もあるへければ、兵権を挙て襲に不忍と云、

一 仏国ニ而は魯細亜・李漏生同様之趣ニ而、国家有益薄く、則今御同意は難致候得共、於英国難然止時機ニ茂相成、御出艦有之候節は何時も応戦可致と云々、右各国より返答いたし候大略ニ而、其後英政府ニ而如何様之評決いたし候哉不相分候、勿論ケ様之密談は各政府ニ而互ニ相秘候儀ニ而、実不相洩事候処、幸にして承得申候、尤ケ様之儀を相洩候儀露頭いたし候節は、則入籠いたし候程ニ而英国中ニ而、領事官五六人之外存候もの決而無御座候由、且亦右密談之基を承候

処、故ハームストンは天生穩なる所置を相好候人物ニ而、此已前横浜へ参居候ミニストルアルコック致帰英候節、日本国は兵権を以なさゞれば事成かたしとの云々をハームストンへ論候処、ハームストン信用不致、夫故ニアルコックは支那北京へ遣候由、然るに当ロスは至極活発なる所置を相好候人物ニ而、兼而アルコック之説を信用いたし居候由ニ而、此度ハームストン之跡ニ出、速ニ右之談判を發候由御座候、鹿児島戰爭前生表一条之所置を横浜ミニストルへ指揮せし趣を、今更承候へは、此御方より償金御差出不相成節ハ、

(後欠)

文書原寸(折紙)

縦一三糎 包紙原寸 縦一一・四糎
横二糎 横七・二糎

三〇五 永田大野ヨリ岩元新納へ

参覲復旧ニ付奥方様等出府ノ件

(封紙ウツ書)
「岩元様
新納様

永田
大野」

貴翰拜見仕候、如命追日寒冷相催候処、弥御清福被為涉奉賀候、しかれハ今般御大名様方等御参勤之刻、前々之通被

仰出、且御妻子様方等御当地御呼寄被成候趣被

仰渡候ニ付而ハ、此方様ニ而奥方様直ニ御出府之御積ニ

候哉、今度長州御征伐被蒙 仰候ニ付而ハ、御成功之上

御出府之御積ニ御座候哉、左候而若々御成功之上御出府

之御取調ニ御座候は、形行一通之御届、御用番様江被

仰上候義ニ而ハ無御座哉、右条々御承知被成度候、いざ

ゐ御紙表之趣奉存承候、右ハ未タ御国元より何共不被

仰越候へ共、いつれか長州御征伐御成功之上ならてハ、

御出府御六ヶ敷義と相考申候、右之趣一ト通り、御用番

様江御届之義ハ、未タ取調中ニ付御答仕兼申候、いつれ

治定次第、従是可申上候、右趣御承知可被下候、此段貴

酬迄、勿々頓首、

十一月九日

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第四九二号

文書ト同文ナリ

文書原寸 縦一六種 横八四種

二三六 大久保一蔵ヨリ長崎汾陽次郎右衛門へ

汾陽次郎右衛門ヨリ大久保一蔵へ 二二通

露国軍艦長崎入港ノ件

（包紙ウラ書）

長崎在勤

大久保一蔵殿

汾陽次郎右衛門

ノ

ノ

一一〇六ノ一

魯西亜軍艦其許へ入津いたし、御訴訟向為申出哉ニ風説
相聞得候得共、正成義不相分候間、聞合之上何分否之義

早便より可被申越候、此旨申越候、以上、

十一月九日

大久保一蔵

汾陽次郎右衛門殿

文書原寸 縦一四・二種 横五七・三種

一一〇六ノ二

御本文承知仕候、入津已来種々之巷説は御座候得共、一
向取留候儀無之、先比堀壮十郎を以カラハ江承込候儀共
は無之哉と相尋候処、魯国は寒地ニ候間、寒を避当港江
参居候に可有之と申聞候由、乍然三艘之類船莫大之乗組
只避寒之為と申儀茂不審御座候付、段々手を付申候得共
一向子細不相分、尤此節体二三艘之類船ニ而当港江参候
儀度々之事ニ而、是ハ当港ニ不限各国之諸港皆同断ニ而
何之為数日碇泊いたし候哉子細不相分儀と、当地前々よ
り取沙汰いたし候事之由ニ御座候、猶相分次第御届可申
上候、以上、

長崎在勤

汾陽次郎右衛門

子十二月八日

大久保一蔵殿

文書原寸 縦一三・二種 包紙原寸 縦二〇・七種

横 一一・三種

横 二八・二種

二七 長岡良之助より島津久光公へ

長州征伐之件

(包紙ウツ書)

一島津大隅守様

密用

長岡良之助

封

以後時々御訪問可申上候

」

寒威日加之候、愈御堅剛奉大賀候、在京中は別而御厚情
 尔来深感戴仕候、扱長賊暴挙之末征討之義被仰出候ニ付
 而は、昇平二百年余初而得武門之面目候次第ニ付、早速
 奉命罷在候処、幕吏不相交姑息之勢と相成、深痛憤仕候
 処、今般漸征討之勢と相成、先以降心仕候、就処弊藩人
 数追々出張之末、来ル十二日先鋒為陣代小子も出張仕候
 ニ付、万事見込も立兼、不一方心勞仕候、尤捨身報国之
 義は一步も譲不申覚悟ニ罷在候、呵々、定而賢兄も御出
 陣可被遊、実以京地御談話之通不他候間、御教示奉願候、
 差寄島津又六郎殿出陣之事ニ付、御隣領之義第一賢兄小
 子臭氣之間、双方之人数一和簡要之事ニ候間、別段御人

数ニも御示奉願候、且越中守も無程 (細川鷹衛) 大樹公之御模様ニ

よりてハ出張も可仕、薩之御国論も不外密示奉願候、御

出張之義も如何之御運ニ候欤奉伺度候、以後 神州之國

体相立候様、永世深御熟交奉申上候義、京地御契約之通

ニ候間、御休心可被下候、(伊達宗統) 長面公も四國手先鋒と相成候

旨、昨夜飛札到来、宜敷申上候様御頼ニ相成候間、御汲

取可被下候、此節ニ至候而は例之三駄劣之堺も打明罷出

候間、御笑擲可被下候、何卒修理大夫様欤賢兄ニ欤、早

々御出張可就と不憚奉申上候、越中守も実々近々発足仕

候覚悟ニ御座候、将又此節柄実以乍汗顔、御国産之馬宜

敷候は、小子ニ二疋計御投与は相成間敷欤、不外義随分

宜敷馬奉願候、何も用事迄呈愚札候、貴参早々奉願候、

頓首敬白、

十一月九日 (細川鷹衛) 長岡良之助

島大隅守様 玉机下

二伸、御自愛奉專祈候、呉々も貴参早々奉願候、不

備、

文書原寸 縦一七・四匁 包紙原寸 縦 三一匁
横 二二六匁 横四四・七匁

三三 九鬼式部少輔より島津大隅守殿へ

長州征伐ノ件

(包紙ウツ書)
島津様

要用

九鬼

御直披

(封筒)
大隅守

玉案下

式部少輔

(封筒ウツラ)

内密呈

先日呈書後、栗原又染より手翰添候而、御藩士兩人拙者宅へ被參候処、折節留守中且當時之身分先一通諸藩之人にも逢不申相断候間、其後栗原江も申出、猶両士江も家来 *まぢ* より相断、栗原方へ今一応可謀候様申出置、翌朝栗原へ參越、如何之主意ニ而右両士被參候哉承り候処、今度御居残様被仰出候尾州も出陣相成申候、此

節長防探索致候処、吉川方強く相成、父子も萩江追込有之候間、正議之党は御差免、激党丈を御誅伐有之候間、右之段其筋江内密拙者より申込候様と之事之由、右両士拙子を存候訳無之候得共、全着涯栗原江先日呈書等致候事承り、俄為謝拙者方へ右両士罷越候由存申候、即内意之儀は昨朝誹訪氏へ參越認取差出置申候、公儀之事、是迄ニも正論全ニ相成居申候哉、又は右様申込候而も誹訪氏力ニ而速に相断相成申候哉否も難計被存候、扱先頃拙者より申上候趣も有之候内、最早 御国許よりも 御出陣と存申候、右両士申聞候次第は、何と御大藩之御方、万一右様公儀を無之候而降參候、しかも何之御身ニ御下受被遣御味方と被成候而御誅伐御打入有之度、御國義も有之間敷候得ハ毎々申上候通り、細川家とも右差出御打合、惣督江も御家等より被仰立候而、天下御為筋相成候様御取扱有之度奉存候、左候而ハ公儀よりハ御手後ニ可相成哉、最早御出陣之御方へ御任

之御場合も可有之哉奉存候間、此段猶又内密取急き奉申上候、今日栗原宅へ朝之内参越、多分両士江も落合可申被存候間、其節此書面御頼可申奉存候、向々要用御用捨可被下候、以上、

十一月十日晝

大隅守様

玉机下内密呈

式部少輔

文書原寸

縦一五・七種

包紙原寸

縦二七・二種

横四〇種

横二〇二種

封筒原寸

縦一八・四種

横五種

二三九 九鬼式部少輔より島津大隅守殿へ

長州征伐之件

但十一月十日付書翰之副書

〔包紙ウツ書②〕
「九鬼式部少輔様御書

大隅守様御隠居ニ而候」

〔包紙ウツ書①〕
「呈書

一封」

副書申上候、然は本文之通相認め、栗原へ昨日朝持参仕候処、佐二右衛門方伊勢方両所被参候間、初而面会仕

候而承り候処、長防事情ニ於ては、栗原より承り候通り相違無之候得共、惣督尾州公へ京都より御模様を探り被申候処ニ而は、御同所御英断ニ而、正義党を御用ひ、暴論之者を誅戮被仰出候事甚無覚束候よし、右故甚心配、外御用向兼内密此要件を何れ江被申上度被罷出候由両所被申候間、一通り長防事情丈ハ一昨日縁家江も認取差出申候、右惣督之御模様柄有之候而は当時私身分御内密御大切義承り込候而も、

公義江奉対恐入候間、即松平左兵衛督は上杉近親之旨、

右杉弾正大弼ハ私ト近親ニ而、近比時々出会仕候間、

左兵衛督江も両三度出会仕候事有之、基而右へ参越可申

談と存、昨夕直ニ参り逢候而申談候処、何分多出入有之

屋敷故必目立可申、其上登城も別段不致要路江可申通手

筋も遠候間、撰津太田資人道淳事懇意之者、右へ談候ハ

、近比時々登城も致候間可然被申聞候、私義も兼而左兵

衛督江出入も多候間、目立候而ハ両所之為込も内密之事

故心配致候間、猶又今日両所へ申談候上太田道淳へ申談、

同所よりも得同意被下候ハ、要路江可然咄無之為可仕
と奉存候、岩下・高崎両所之咄ニ而は、尾州公何分御決断
無之、唯々、公儀へ御任と申様なる体に向居候様申聞候、

昨夕左兵衛督ニ承り候得は、近比主家事等何か尾州公独
断ニ而被仰出候事有之、当代閣老衆不同事有之候哉ニ御
座候、私更案ニは或ハ一橋公等と被申議被仰出候事ニは
無之哉とも存申候、何分遠路を隔居候事故両所心痛、折角
被申上度存込候、忠言私共ニ茂存参感激仕候得共、右主意
相貫可申哉甚無覚束、縁家諏訪氏江は猶又明朝は懸被得
取可申談候得共、同列衆へ十分同所申談調可被申哉、其
段も如何可有之哉と奉存候、先是迄次第如此御座候、此
段認添、岩下氏迄相渡置申候間、此書翰相達候ハ、御
覽流可被下候間、御返翰は堅御断申上候、以上、

十一月十一日晝

副書内密呈

文書原寸 縦一五・八糎 包紙原寸 ①縦二七・八糎 横一九・七糎

横一八五・七糎

②縦二九糎 横二〇・七糎

三〇 松平陸奥守家来志茂又左衛門ヨリ岩元新
納へノ返書

参觀交替復旧ニ付妻子出府ノ件

(包紙ウツ書)
「岩元太右衛門様」

志茂又左衛門

新納嘉藤次様

貴答

(付箋)
「松平陸奥守様」

(封紙ウツ書)
「岩元様」

志茂

新納様

貴翰拜見仕候、如仰寒冷相催候処、弥御安栄被成御勤仕
珍重奉賀候、然は今般御大名様方等御参勤之刻、前々之
通被 仰出候ニ付而は、(伊達慶邦)陸奥守ニ而奥方直ニ出府之積候
哉、亦是来春出府之取調ニ茂候ハ、御届振等之義御承
知被成度、御念書之趣拜承仕候、右は未々其向評議中ニ
而、何ニとも貴答仕兼候義御座候、其内取調之義も御座
候ハ、其節別而可得御意奉存候、一応御報迄如斯御座
候、以上、

十一月十二日

文書原寸 縦一五・四種 包紙原寸 縦 二四種

横 六五種 横二九・五種

三三 久光公ヨリ長岡良之助へノ書翰草案

第一次長州征伐ノ件

(封紙ウツ書)
「北肥賢明君

貴報

南海老漁

拝」

(端裏朱書)
「甲子十一月十五日 長岡良之助江返書」

不存寄候処、芳翰御投与、別而辱拜読仕候、如示諭向寒之候、弥御清安被成御座奉賀祝候、然は一別以来甚御疎情打過候義、不本意千万奉存候、今般長賊御征討之義ニ付、縷々之御紙面委曲拜聴、御尤之至御同意奉存候、貴君ニも御出馬之由、寒天之御御苦勞千万奉存候、御勝利之御吉左右奉待候、於僕も折角出軍之含ニ御座候処、御案内通例之腰痛帰国後至今全快ヲ不得、逆も相整候丈ニ無之、残情不少義ニ御座候、依之模様次第ニは修理出

張之筈ニ御座候間、万事無御隔意御示教被成下度、奉伏

願候、猶此未御契約通御熱交之義、於京地演舌之通、於

僕は更改可仕所存無之候間、御安慮奉願候、何分 貴君

次第之事ニ御座候、双方人数一和之義も則惣軍へ申達置

可申候間、是以御安意可被下候、(伊達宗城)長面兄より御伝声御座

候由、御序之節よろしく奉願候、且馬之義委細致承知則

僕乘馬之中より二疋進呈仕候、 貴意ニ相叶候得は多幸

之至御座候、先は貴答迄繁雜中以乱毫如此御座候、

頓首謹言、

十一月十五日

二伸、時季御自愛專一奉存候、寒威追日増加ニは

老人は炉辺ニ平臥之次第、御笑捨奉願候、以上、

文書原寸 縦一九・二種 横一六〇・七種

三三 有馬中務大輔江戸詰役員ヨリ薩藩岩元太

右衛門等へノ交渉書翰

幕府参観制復旧ニ付

〔包紙ウツ書〕(付巻)
「有馬中務大輔様」

岩元太右衛門様

秋山半之丞

新納嘉藤二様

生田 紀内

内用貴報

渡辺 熊藏



」

〔封紙ウツ書〕
「岩元様」

秋山

新納様

生田

渡辺」

其御許様ニ而

御家族様方直ニ御出府之御取調欤、又は長州御征伐御成
功之上御出府之御調欤、右両条之内御治定ニも相成候ハ
、御用番様御届振等迄何卒御内教被成下候様奉伏願候、
此段尊答旁相願度、早略如斯御座候、以上、

十一月十五日

文書原寸 縦 一五・七種 包紙原寸 縦 三〇・五種

横 一〇〇・五種

横 四五・二種

三三 広島土持佐平太ヨリ征長ニ付奥掛書役衆

へ

別紙三通トアレトモ一通ノミ

合二通

二二三ノ一

此方様 御家族様方御出府之儀ニ付、委曲御内合之趣拝
承仕候、右御触達之御趣意、先早速御国許
〔有馬慶頼〕
中務大輔様江申上置候得共、未何たる御左右も無御座候
事故、右御左右次第御治定相成候ハ、早々申上候様可
仕候、若夫迄之内

以上、

十一月廿日

広島
滞在

土持佐平太

奥掛

書役衆

文書原寸 縦一四・八種 横二〇種

一二三ノ二

二封度八挺ツ、

御先手 五番組

御旗本 六番組

中将様

二番組

御旗本

文書原寸 縦一四・六種 横一九・三種

三三 長岡良之助より島津久光公へ

長州征伐之件

(包紙ウツ書)
一島津大隅守様

御直披

長岡良之助

封 自小倉陣中

華翰拜誦仕候、寒威日加之候、益御清迪奉大賀候、小子

無事旅行、本月十七日小倉着仕候間、御降心可被下候、然処長賊低頭之勢と相成、討入之期限も相延候次第、失本意候、乍去迎茂以後於

皇都天下之基本相立不申候而は、長征十分相立候而も、何之詮も有之間敷と被相考申候、実以長陣ニも相成候而は国力疲弊、無用之義と被相考申候、岩国・徳山等は愈以正議之由、御家臣西郷杯よりも越副将へ申出之次第も有之、至極小子杯も同論ニ御座候、扱途中ニ而(奈良原幸五郎ニ面談仕候節、段々小子見込相尋候処、内情御察も可被遊欵、無余義心痛有之、幸五郎ニ対し甚怯弱之返答乍心中見改可申と存申候、是非私心底に而は未於京都貴約之通基本縦横ニ相立不申候而は難相成勢と被相考申候間、其節社貴約相違不仕候様奉願候、無余義内情旁是非一旦帰国之次第、一昨夜も越邸ニ而議論仕候位之事ニ御座候、長府より使節參候節、幕之軍目付杯是非一人は人質ニ取候杯申候次第、実以笑止之事ニ御座候、呵

々、其外万事珍々奇々不日可申上候、御馬願候処御厚情
実以奉感謝候、御礼宜敷申上候、不日国許より引ニ参リ

可申候間、宜敷相願候、要用迄、草々頓首、

十一月廿三日

長良之助

島大隅守様

二伸、御自愛奉專折候、在陣中、早々不具、

文書原寸

縦一七・三種

包紙原寸

縦二六・八種

横一九二種

横三九・七種

二三 小松帶刀ヨリ大久保利通へ

長州征伐其他ノ件

(端裏付箋)

「霜月廿六日宛ナシ

小松帶刀」

於御国元

上々様御機兼克被為入恐悅御儀御同慶奉存候、当地静

謐御座候、(正風) 偕高崎伊勢長州云々之老条聞込、關東江被

差越候義は先便申越候通御座候処、去ル廿二日岩下佐

次右衛門上京いたし細事相分申候、關東表閣老辺之処

は諸藩面会等は不致由、然ル処、此内御国元江罷下候

栗原方江九鬼式部少輔様と申方懇意ニ而追々出入も有

之、色々御国元之事共被承候由、栗原ニは罷下居候砌、

段々御叮嚀ニ被仰下候、兼而感服仕居、都合宜敷方ニ

九鬼様江申置候処、右九鬼様は当時執權諏訪閣老縁家

之由ニ而、内実ハ諏訪公より探索之為ニ栗原方申聞候

事之由、於御国は幕府御尊崇不一方段栗原より申込候

処、諏訪公も余程氷解相成、左様之訳ならハ、薩州之

事は如何様とも世話可致杯と被申程解立居候折柄ニ而

右之繩手ヲ以、九鬼公江説ヲ入候処、至極能キ聞込ニ

相成、兎角暴輩之処は所置相成、正論は寛大之御所置

ニ而人心折合付候様有之度、尤成事との都合ニ成立、

閣老・若年寄兩人惣督之方ニ御軍令為達被差越候間、

右之趣意も被差越候人江委細被仰含被遣と之事ニ相成

候よし、右被差越候閣老ハ松前公・若年立花出雲守様

と申事之由、しかし是ハ睨と不相分候、初之程は惣督

前ニ而相濟そふな杯ニ而頓着も付兼候得共、後は余程

能ク聞込ニ相成、右之運相付候よし案外之次第、天下

之大幸ニ御座候、左候而蒸氣より被差越と欵申事之よし御座候、西郷方江は早々形行申越候、

一前条九鬼様より

中将公江御書翰御差上ニ相成候間、当分ニ而は能キ繩手ニ御座候間、取込置候方可然と奉存候、おのづから思召も可有之事ながら御返翰ニ而も何と欵御叮嚀ニ被仰進度奉存候、右九鬼公ハ九鬼(隆備)大隅守様御実父御隠居之由御座候、

一長州表之沓条も十日ニ一左右有之候計ニ而、其後為何事も無御座候、しかし三大夫并参謀之人数、首ヲ実験

ニ差出候段、尾老公より御届ニ相成候よし承申候間、

定而初之見込通ニ被行候事と相考申候、出陣先より細

々申上越ニ相成たる筈、爰元へハ一向細事相分不申候、

一先日橋公江参殿、当時関東之形勢旁思召相同度申上候

処、至極御配慮之御模様ニ御座候、如何御所置相成候

哉御尋申上候処、何分手前忤誠ニ不都合之由、しかし

只今之役人ニ而は逆も不相濟、板倉(勝巻)ニ而も差出候而は

如何と折角相考居候事ニ候と御咄ニ付、拙者より申上

候は、先只今之形勢ニ而は究而橋公・会津・桑名辺之処、

京師曳取候様幕命可相発、左候へハ

朝廷よりハ決而御差留ニ可相成、その時は則混乱も差

見得、其上ハ弥幕威ヲ張り、以前之通

朝廷ヲ輕蔑し候は案中御座候間、順を以申さは、只今

之内閣老辺御切替之処、第一無左候は諸侯ヲ御頼、橋

公之御手限ニ而朝命ヲ御奉シ、天下之大政被相替欵、

兩条外ニ見込も無御座候間、今成ニ而被召置候得は、

徒ニ光陰ヲ被過、海軍も防禦も不調、如何して皇国之

御為ニ相成筋合御座候哉と申上候処、成程尤ニ候間い

つれとふとか不相成候而は不相濟候間、勘考ヲ付候と

之事ニ御座候、右之通申上候茂橋公何事も御関係なく、

本国寺之水府人数等江は内々通しニ相成候哉ニ御座候

間、如何思召候半と伺候事ニ御座候、当分閣老進退辺

之事、少々之事共有之候而は逆も病之治シ候丈ニ無御

座候、会杯(松平春徳)も頻ニ閣老諏訪公御召ニ相成度、其上ニと

ふか御所置有之度杯申居、色々尽力もいたし居候よし、

此方ニは先何も關係不致、程好キ処ニ而返答もいたし

置申候、何もかも征長等相濟候上、(西郷隆盛)大島龍下

上之思召相伺候賦ニ御座候間、其上之事と差扣置申候

自然撰海外夷到来ともいたし候節は別段之事情得共、

先々扣居申候、本国寺水人も先治り居候、しかし薩ハ

悪ミ候向ニ御座候、此内より土・会老条等も未慥ニ不

相分候、

一岩下ニ茂此節長征ニ皆々出陣相成、跡之処、色々説も

有之、亦不容易場合故、西郷等出立前申談、出陣留主

中成共、爰元江参り候様申談置、滞京之筋当人江申談

置申候、江戸表も段々差支候よし御座候間、征長相濟

次第ニは、兎角関東江不罷下候而ハ不相濟事と相考申

候、爰元も当分ハ皆留主、何辺申談之為差留置候間、

以御都合成行言上可被成候、

一(頼朝親王)賀陽宮江相勤居候松元清記・高田隼多事、長詰ニ茂相

成、内々中暇之願も有之、被差下候而可宜と申談、今

日差立被遣候、

宮之方跡江は別段差上ニ不及向御座候間、中御暇之事

ニは候得共、又被差登候義は何分可申越候、

一(桐野利秋)中村半次郎兵庫入熱いたし度内願御座候、御案内通之

人物ニは御座候得共、願通被仰付候而宜敷は有之間敷

哉、御用立様ニ相成候へハ御国家之為、若無其義は、

老人ヲ捨候計ニ御座候、罷下候様被仰付候而も、逆も

罷下候向ニ無之候間、兵庫ニ而も江戸ニ而も被差出候

得は、探索之為ニは相成場も可有之と相考申候、尚御

吟味可被成候、此節長江参害御座候処、病氣ニ而被召

残未病中ニ御座候、

一(海舟)神戸勝方江罷居候土州人、異船借用いたし航海之企有

之、坂元龍馬(本)と申人関東江罷下、借入之都合いたし候

処、能ク談判も相付候よし、右ニ付同土藩高松太郎と

申人、国元より罷帰候様申来候由、然ル処当分土佐国

政向甚敵敷、不法之取扱有之、罷帰候へハ則命ヲ絶居

よし、右の船参り候へは則乗込ニ相成候間、夫迄潜居

之相談承り、余計之事ながら右辺浪人体之者ヲ以、航海之手先ニ召仕候法は可宜と、西郷杯滯京中談判もいたし置候間、大坂御屋敷江内々潜メ置申候、左候而器械取扱候者并火焚水夫、当分幕府ニ而用立、翔鶴丸江乗付居候処、士官と相争内々兵庫之方江参居、右借船江召乗候賦之由ニ而生命丈ヲ統候様いたし呉候様承候付、是以余計之事ながら、若右借船之方不相調向之節は、此方之御船ニ而も被召乗可然と相考、養置申候間左様御心得御申上置可被成候、船老条等相分候上、細々形行可申上候、

一 中浜万次郎は先日爰元出立ニ而御国元江被差越候間、其節関太郎へ細々申合、書面も相渡置申候間、着之上ハ宜敷御取計有之度候、

右之条々申越候条、達貴聞候義は可然様御取計可被成候、関東老条は細事岩下方よりも可申上候、此旨以御内用申越候、以上、

霜月廿六日

小松帯刀

(宛名不記ナルモ 大久保一蔵カ)
文書原寸 縦一六・三種 横六三〇種

三六 島津隼人等ヨリ岩元太右衛門等へ

再ヒ妻子出府ノ幕命ト延期願ノ実例

(包紙ウツ巻)
「岩元太右衛門様」

米満要人

新納嘉藤二様

島津隼人

一一一六ノ一

(封紙ウツ巻)
「岩元様」

米満

新納様

島津」

尊翰拝呈仕候、如貴命寒冷之砌、弥御安泰被成御勤仕珍重御儀奉存候、然は今般御改革被仰出候付而、奥方出府之段

公辺御届向御問合申上候、委曲奉承知、則別紙ニ相認

御答仕候間、左様御つたへ可被下候、右貴答旁伺御申

上度如斯御座候、以上、

十一月廿六日

文書原寸 縦一六・四種 横七一・三種

一二二六ノ二

御用番(忠誠)

一 諏訪因幡守様江以使者御伺書差出候一通

左之通

去々戌年御改革被

仰出、妻子国邑江引取候儀、可為勝手次第旨被

仰出候付、養母昌寿院昨年三月中国許江差下候処、

此度御進発茂被遊候ニ付而は、前々之通可相心得旨

被 仰出候ニ付、早速為呼登可申儀ニ御座候得共、

老体之上兼而多病ニ罷在候処、国方温泉相応ニ付、

自由之儀恐入奉存候得共、其假暫国許ニ罷在、温泉

入浴療養為仕度奉存候、此段奉伺候、以上、

九月晦日

名

十月九日御自記書御差函

伺之通可被心得候、尤病氣少しも快方候ハ、

呼寄候様可被致候、

去々戌年御改革被

仰出、妻子国邑江引取候儀、可為勝手次第旨被

仰出候ニ付、同姓氏部大輔妻昨年二月中国許江差下

候処、此度

御進発茂被遊候ニ付而は、深き 思召茂被為在候ニ

付而は前々之通可相心得旨被 仰出候ニ付、早速為

呼登可申儀御座候処、交々疝症ニ而不相勝、発途仕

兼候内、国許之儀は山国ニ而、最早積雪時節ニも相

成候得は婦人之旅行六ヶ敷御座候ニ付、深き 思召

茂被為

在、前条被 仰出候処、不本意之儀奉恐入候得共、

来年雪消後為差登候様仕度奉存候、此段奉伺候、以

上、

九月晦日

名

前同断、御自記

申立之趣、無余義筋ニ付、書面之通可被心得候、

尤雪消時節ニ至り候ハ、早々呼寄候様可被致候、

御用番(本庄宗秀)
一松平伯耆守様江御先手土屋大膳亮様を以御願書差出候

左之通

去々戌年御改革被

仰出、万石以上之面々并交替寄合嫡子在国在邑可為勝

手次第旨被

仰出候付、同姓式部大輔昨年正月中国許江差下候処、

此度

御進発茂被遊候ニ付而は深き

思召茂被為 在候付、前々之通可相心得旨被 仰出候

ニ付、早速為差登可申儀ニ御座候処、昨年中より国方

引統数度之大火ニ而四民取凌方必止と行詰、其上昨年

私永滞京ニ而国力相衰、家来撫育向当惑仕、其上度々

之火災ニ而弥増難渋仕候付、御暇被下度旨、先達而奉

願候処、願之趣無余義御聞濟被成下、近々御暇可被下

旨被

仰渡難有奉存候、然処上州・野州辺浮浪之徒、乱暴之

趣茂相聞、其上在府之者御人少之折柄ニ付、御差留之

上、厚被 仰含茂有之、随而非常之節、外桜田御門外

人数出被 仰付、家来共多人数为差登置候儀ニ御座候

得は、此節式部大輔為差登候儀ニ而は四民取凌方手配

茂、猶更不行届而已ならず、国方手薄ニも相至候間、

当御時節柄奉願候は、別而奉恐入候得共、来三月中迄

国許ニ差置、窮民取凌方差図ニ相及、私御暇以前ニ参

府為仕度奉存候、此段奉願候以上、

十月三日

名

前同日御自記御差図

可為願之通候、

文書原寸 縦一六・四種 包紙原寸 縦二四・五種

横 一 二八 種

横 三 四 種

願申上候、以上、

文書原寸 縦一五・八種 横八六種

三三〇 京都小松帶刀ヨリ大久保へ?

消息

愈御安泰被成御奉職奉南山候、次ニ小子無異相勤居申候間、御休意可被下候、爰元之形行ハ別紙を以申上候通ニ御座候、岩下氏上京ニ相成、相談相對出来別而仕合ニ御座候、当年は殊之外暖氣、しかし此兩三日は朝々薄雪ニ早々可祝、

霜月廿六日

小松帶刀

別啓申上候、一橋公より豚肉度々御所望有之、拙者持合のみ進上仕置候処、最早三度迄御所望ニ而、皆々差上候処、又々御使を以御相談御座候得共、もはや無御座候而御断申上候義ニ御座候間、申進相成候様御取計被下度、琉球豚ヲ過分ニ持越候人無之、大名と申は不勘弁之者、大キに込入申候、何分宜敷御

三三六 常野浮浪討伐ノ為賜暇ヲ乞ヘル慶喜ノ願

書

付朝廷御許可ノ指令

一二八ノ一

此度常・野浮浪脱走之徒、多人數中山道筋罷登、不容易模様ニ相聞へ、此上万一

帝都江相迫候様之儀御座候而は、職掌ニ取り恐入候而已ならず、右之内私実家之家来共交リ居候哉候得は、別而不相濟次第ニ付、江州路辺まで早々出張、追討仕度奉存候間、何卒暫時御暇被成下候様仕度奉内願候、以上、

十一月三十日

一橋中納言

(慶喜)

一二八ノ二

十一月三十日

一橋中納言

常・野脱走之浮浪共押寄、帝都江迫近候ニ付、内願之趣

被聞召候、就而は早々出馬、処置可致

御沙汰候事、

但降服致候者は相当取計可致候事、

一二八ノ三

松平民部大輔

常・野脱走之浮浪共押寄

帝都江迫近付候ニ付、早々出馬致し、一橋中納言指揮ヲ

可受旨

御沙汰候事、

十一月三十日

文書原寸 縦一九種 横七七・七種

三三九 長州処分箇条書

(米) 「甲子十一月」

写

心得之覚

一毛利大膳父子山口を開き、萩江移り寺院ニ蟄居いたし

候事、

一五卿始諸藩士、一旦三田尻江集、猶又五卿を山口江移

し候処、今度他藩江御転座を申出候事、

一三暴臣を斬、首級を差出候事、

一三暴臣参謀之輩も斬首申付候段相届候事、

右は尾州使者申聞候、

(本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第五三三号

文書ト同文ナリ)

文書原寸 縦一六・五種 横三四・四種

三三〇 中浜万治郎ヨリ薩藩重役へノ伺書

薩州へ貸人仰付ケラレ途中老母ヲ土佐ニ見舞

ノ件

(紙ウツ書) 「申上候書付」

私儀、愚母対面之義被仰出而、御軍艦ニ而可罷越様罷在

候処、御国江遽ニ御貸人被申渡、依之陸路当所迄罷越候、

然ル処、御国と土佐とは其道大ニ相違いたし居候ニ付、

若急速之御用向も無之候ハ、当年余日も無之候間、御

国本江は愚母面会之上罷越候而は如何欤、將又これより

土佐国江罷越候得は、日数凡五十日余も相掛り、実ニ御

国江対し氣之毒ニは奉存候得とも、此度面会も無之、万

一愚母黄泉ニ趣き候而は、後悔いたし候而已ならず、天

道ニ相背き不孝之罪難遁、且被仰出候甲斐も無之候、就

ては、甚タ氣之毒ニは奉存候得とも、宜敷御評議被仰下

候様、此段奉願上候、尤モ前文申上候通り、急速之御用

等御座候ハ、是又無拠次第ニ候間、無御遠慮被申付候

様、是又奉願上候、

子十一月

中浜万治郎

文書原寸 縦一八・三横 包紙原寸 縦二四・六横

横六八・八横

横 三四横

三三 五卿引渡、山口城破壊等ノ幕命

小倉向寄書付写

別紙御達之趣ニ付而は、暴徒何時小倉地方江罷越、不
意事を相発候義茂難計候間、各厚く被申備、組支配等

江も可被申聞候事、

別紙

三条実美初五人之輩并右ニ付属し脱藩之者共請取方之

儀ニ付、此度松平美濃守初申渡之趣は、全く追討外之

処置ニ付、下之関江討手之面々ニおゐて、右倣ひ如何

之挙動も有之候而は不可然候間、心得違無之様可被相

示候事、

十一月

松平美濃守

去年脱走いたし、是迄長州江滞在之三条実美初五人輩

長州より請取、老人宛御自分并細川越中守・有馬中務

大輔・松平修理大夫・松平肥前守江預置ニ候間、夫々

請取之上、引渡方共專被取計、尤請取方難行届節は越

中守初申合、兵力を以速ニ臨機処置可被有之候、其段

越中守初江も申渡置候事、

十一月

三老臣之首級実檢備候上、吉川監物江指遣候事、

写

先達而戸川伴三郎(録)より申渡候追討之御趣意ニ付、吉川

監物を以申出候謝罪之廉ニは有之候得共、猶大膳父子
恐入候次第、自判之書面を以早々可申出候、

写

三老臣之首級は請取、參謀之輩斬首之儀も承届候、五

卿之儀も申出候通り、無遅引可被差出、且右ニ付屬之

脱藩人之始末も早々可申達候事、

一山口之儀は新規修築之事ニ付、早速破却可有之事、

文書原寸 縦一四種 横二一〇種

三三 無名氏ノ攘夷開國而論批判ト水落ノ内情

論

〔包紙ウツ書〕

有似鶴之心可取猶有疑

泣言

無似鶴之心則不可勿論也」

攘夷開國之二論ハ世ニ公論も可有之、無謀之攘夷論を

主張いたし候者ハ、偶

神州を禍する迄之事ニて危き次第ニ有之、又無識之開

國論をいたし候者ハ不戦して人に國を付する迄之事ニ

て、此又危き次第ニ有之候、乍去、右は論する迄も無

之候処、当

幕府ニてハ開國を表ニ旨意とすれとも、実ハ全ク一日

之安を偷ミ候事ニ而、此迄長州之攘夷論を思む甚しき

処、此節

禁闕ニ発砲之大罪を奮て征する事茂不相成候御様子ニ

明瞭ニ御座候、実以好きも悪しきも姑く置き、此分ニ

而ハ更ニ天下之御政事ハ出来不申候、左候てハ内ニし

てハ六拾余州之乱階ニも可相成、外ニしてハ開闢以來

御瑕瑾無之

神州を外夷之為に被致吞食候事ニも可相成、天下慷慨
悲憤之士、安座之日ニハ無之事と奉存候、然る処右因
循之儀は一ツニハ水府より余程御手伝をいたし候様ニ
も被察申候、抑水府之奸、幕府之奸と合すれハ堅く離
れハ弱し、されハ天下之為ニ誠忠御尽力之御方之為ニ
憚ある事なれとも、水府之内情を内々申述候も亦変態
之忠欵と大意を認候事左之通、

一 水公之性質善柔ニして

幕府次第如何様ニも相成り、一二月之内ニ変化ハ勿
論、事ニ依り朝夕変化も有之、殊ニ勢力ニ而被押付候
時は、理非ニ不拘、如何様ニも相成候ニ付、暴激之徒
勢を張り、遂ニ其事激し成し太平筑波之所業ニおよひ
候を、奸人之為ニ被付込、右を本として藩中同士打と
相成り、十月初より大臣小臣百人余激論又ハ俗物にて断
激徒ニ凡要候者也
絶ニおよひ其内ニ其儀ニハ不相成
者拾人位ハ可有之欵、而して正義之徒即水府ニ
鎮論と
唱賊江通し候と申ニハ無之候得共、右を彼是申候欵ニ
而隔絶いたし居揚屋入、又ハ慎等多人数有之候、水府当
候事情未詳

時之大要、激論ハ不残被殺、正論ハ不残禁錮せられ廢
黜せられ、奸人勢を得候事ニ候、

一 扱奸と計り申候ニ而は不相分候間、奸之為奸所以を左
ニ得其意候、先年家老ニ結城寅寿と申者、(徳川齊昭)
烈公を

幕府江讒し、冤罪ニ陥れ候ハ衆人知処ニ御座候、右は
福山侯閣老ニ而御尽力、漸く回復いたし、戸田忠太夫(忠敬)

銀次郎・藤田誠之進(東湖)虎之介初メ夫々復職いたし、烈公
事(徳川慶篤)ニは、当公と離居ニてハ、父子之間和し不申候とて、

駒込中屋敷より小石川御館江引移、同殿相成候処、結

城之余党潜り其間隙を伺ひ居り、安政卯年十月、大地(二年)
震ニて戸田・藤田震死いたし、第一ニ憚りし人無之を
機会として

烈公を再び駒込中屋敷江離居いたし候様計策を為し、

松平讃岐守を以て右之段(頼池)

幕府より御免相成候様周旋之処、福山閣老右を聞流し
ニいたし候ニ付、讃岐守より催促いたし候得は、御咎
之角無之候てハ扱兼候趣挨拶ニ付、奸徒相談之上、

烈公同殿ニ而は、政不行届之角ニ而扱具候様申立、福
山侯より右ニ而は 当公江も御咎無之候てハ、不相当之
趣、挨拶有之候得は、又々奸徒相談之上、其旨 当公
江申上、 烈公離居ニ相成候事ニ候ハ、一旦御咎有
之候ても宜敷旨、 当公申聞之趣を以、又々申立候ニ付
福山侯申候ハ、右は大事件ニ付、 当公より御直ニ御
申立ニ茂候ハ、格別外人より之申聞ニ而は扱兼候趣
挨拶有之候ニ付、遂ニ辰年之正月、奸徒 当公を勧メ
当公より福山侯江其旨御直ニ御頼ミニ付、福山侯ニも
初メて驚き、同廿八日一橋公御登 城之節、福山侯より
御内話有之候得は、一橋公大ニ驚き、直ニ小石川御館
江御出ニて、烈公江其旨申上、且 当公江も 御城中ニ
て云々之風説有之候処、全ク虚説ニも可有之処、万々
一何事致有之候てハ御済不被成旨御話ニ付、 当公当
惑いたし、直様福山侯江文通ニ而、此間御頼申候儀、先
ツ見合具候様御申遣し、夫ニ而先ツ無事ニ相成候処、
奸徒ハ其事之敗れと存し、更ニ君側之正議を去らんと

して、側医十河祐元と申者ニ毒薬を調劑為致、 当公
より夫をも正議之者ニ賜候事ニ至り申候 右ハ小姓頭取原
田兵介と申者ニ
賜り申候、食セスシテ命を免れ申候、其毒之法書并ニ求候薬店月、
日等迄書付ニして、当時烈公之御簾中貞芳院殿之手許ニ有之
右ニ付、大ニ其党を罰し候処、此度右被罰候者とも不
残張出し、夫々江戸・水戸ともニ要路ニ相勤メ候事ニ
御座候、即ち其巨魁家老ニハ鈴木長門守 石見守・太田
丹波守、側用人ニハ吉野英臣・大森金八郎、用人ニハ
横山忠兵衛、小姓頭取ニハ横山兵藏等也、一々不逞枚
挙事ニ候、
一 正義之士、当時被黜候得共、方正潔白故、奸徒も賊名
を為負候事も不相成候者数多有之候、先ツ其巨魁ニ△
ハ元家老尾崎豊後・戸田銀次郎・元若年寄飯田総藏 (為度)
元側用人久木直次郎・今井誠右衛門 (忠則)・藤田健△
次郎 誠之進 初数多有之候間、何卒右様之者罷出、奸徒を
黜候様相成候ハ、 当公を輔翼して
幕府を振起し、天下有志誠義之士と共に天下を興復し
て、外国之憂を去り

震襟を奉安候事実も尽力可相成欤と奉存候事、

十一月

当時奸徒も 当公之性質を知り、幼君を立、

幕府より御立入を願ひ、自ら堅くいたし候風説も有

之候、幕府も 当公にてハ、始終国之不治事を憂ひ

左候時ハ 一橋公御相談ハ御願ニ候処、左様ニ而ハ

又忌ミ憚候ニ付、奸人意合し、幼君を立候風説も有

之候、 当公之正腹未男子無之、妾腹ニ十一才之男

子有之、其妾不宜者にて、先年宮中を出し候処、奸

徒頻ニ右妾江取入候様子ニ候事、

本文機蜜可然御舍、可然御方へハ御示し奉願上候事、

乍去、徒らニ弘り候儀ハ御斟酌可被下候事、

十一月

△此印之処ニ引札いたし有之候、

御付中山備中守も正論ニ候、其外元家老白井伊豆守

松浦羔次郎・太田誠左衛門・興津藏人・大森多膳、

元若年寄渡辺半介、元側用人三木隆右衛門等何れも

宣敷候、

水戸之模様本文之次第ニ付、其変革之御口開ハ外よ

り願候外無之次第ニ御座候、

文書原寸 縦一六・三種 包紙原寸 縦二四・二種

横一九二・五種

横三二・五種

二三 小松帯刀ヨリ大久保利通へ？

長州征伐其他ノ件

(端裏書)
「小松」

於御地

兩御丸御機兼克被為入恐悅御義御同慶奉存候、貴兄増寒

之候愈御多样被成御奉務奉欣躍候、然ハ此内ハ真天院様

御死去之段致承知、御互ニ絶言語奉恐入候、前後彼是御

配慮被成候事と奉察候、扱又当地之形勢ハ、追々申上候

通御座候得共、未撰海夷船も来泊不致、吉井関東より之

一左右も不参、乍併先日原江参候節、当年中正月迄ニハ

是非廻船之筋ニ申込候哉之咄ニ御座候間、不遠参候都合

ニ可成立、亦五卿御帰洛耆条も不日五藩も上京ニ相成候

半と相考申候間、兩条之場合ニは亦機會も相分候事と愚

考罷在申候、模様次第ニは尽力之道も可有之候、乍跡先

去月十八日ニ原市之進より致面会度趣ニ而出掛申候処、

矢張(勝)板倉侯御談之末、

(島津久光)中將公御上京忝条、且外夷条約、防長御所置等之事ニ御

座候、直様飛脚差立申上候筈之処、何分事情貫通不致義

も不少候付、夷船模様も相分候上と、今日迄見合罷在申

候得共、未不相分、余り延引相成候付、右之趣且其他之

事情奈良原幸五郎(幸)へ申合、今日翔鳳丸より急ニ而差立申

候間、当人より詳細御聞取被下、達

御聴候義共宜敷御取計可被下候、守衛方も此内より重詰

相成候間、此方御警衛丈被殘置被差下可然と及吟味、此

節一組丈は被差立申候、右等之事も奈良原江申合越候、

野夫ニも成丈早目相仕廻、罷下度御座候得共、夷船忝条

旁ニ而、延曳罷成申候、其之義も幸五郎へ申合置申候間、

細事御聞取可被下候、何も此節ハ紙上ニ不申上候、先は

此旨如斯御座候、早々頓首、

十二月一日 小松帯刀

多賀

文書原寸 縦一六糎 横一六〇・八糎

一三三 長崎柴山良助南部弥八郎ヨリ大久保一藏

へ

新造軍艦注文ノ件

一筆奉拜啓候

上々様益御機嫌能被遊御座恐悅奉存候、然は御軍船御注

文之儀、委細以御書付被仰渡候御趣意ニ基キ、十月廿二

日英国ミニストル江談判并英商ハリソン江応接之趣は既

ニ申上候通ニ御座候処、其後尚亦同人江清水卯三郎を以

内情具ニ申聞、種々懇談為仕候処、漸く六ヶ年賦之所丈

ケは如何様ニも可仕候得共、大金之品柄故、何ニ而も証

拠ニ可相成物を御預ケ被成下度、於長崎は小判金御預被

為在候御儀も御座候間、右様之手続ニ奉願候由申出、是

亦甚難波之御筋柄ニ而一同心配彼は相談之上、尚亦卯三

郎差遣し、即今手付金二万ドル程相渡候上、船代大凡三拾

万ドルと見込候而、六ヶ年ニわり五万ドル程、合而七万ドルは来五年之暮迄ニ相渡候儀ニ而、夫より毎年五万ドル程ツ、差遣候得は、船出来之時分迄ニは過半相済可申、証抛之儀は船出来相受取候時、如何様とも可致趣、精々為申諭候処、漸く納得之気味合之由申出候間、先々安心仕、先月廿四日、右ハリソン方江為応接罷越、凡前文之通ニ而只今取極可申旨申達候処、同人申出候は、全体船之注文は最初詔之時、代金四分之一相渡、船敷板居へ付之時、皆出来之節、持届候節と都合四度ニ代払いたし候通法ニは御座候得共

御国之儀は別段之御事ニ付、如何様にも御相談は可仕、乍併何欵証抛無之候而は難渋之儀ニ付、乍恐

君公様之御印証并神奈川奉行之印判御渡被下度旨申出候付、

此御方様之御印証は何と欵取計も可致事候得共、奉行調印之儀は、江戸政府江申立之上ならては、決答相成兼候趣申達候処、於其儀は

君公之御奥印有之候証書被成下候得は宜敷、造ニ御請仕候、乍併代金之処、凡二十八万より三十二・三万ドル位と奉存候得共、只今確と難相定、就而は、新製之図面申遣置候ニ付、正月下旬頃迄ニは到着可致、其節早々可申上候間、右を以何れ之形と御定被下度、尤新製外鉄張之軍船弁利宜、且余り大形よりも大概大砲拾六挺備位之船、戦争ニ銃眼ニ不相成由、近頃発明いたし、将亦大砲もアームストロングは実用之時捻チ損し易く、味方之怪我不少趣ニ而、既ニ廢物同然ニ相成、巢中六角形之大砲尤相すくれ、其余ライフル等当世之要具ニ御座候旨申立候、右は此内よりミニストル館通弁官シーボルト并亜商ウエンリート其外承合候処、皆同様之趣ニ承り申候、右様凡熟談之事故、手付金二万ドル程は既ニ備置候間、只今相渡可申哉、如何いたし可申哉と相達候処、右は船図到来何れ之形と御定之節、申受候様可仕旨申出候付、相応挨拶申述、一同罷帰申候、此段申上候、以上、

柴山良助

子十二月二日

南部弥八郎

大久保一蔵様

尚以、本文之趣ニ付而は、外鉄張新製之船、大砲拾六丁位之処ニ而、六角砲左右四挺、其余ライフル拾式挺位之方宜敷哉ニ奉存候、最初御趣意之処少々相違仕候ニ付、思召も被為在候へ、早々被仰下候様奉願候、御沙汰無御座候へ、右之処ニ而御注文決定可仕候哉と奉存候、尤常之軍船より二三万ドル内外高価之由ニ相聞得申候、此段も申上候、以上、

文書原寸 縦一六・三糎 横一七七・五糎

三三 石垣銳之助ヨリ大久保、蓑田へ

小銃発送ノ件等

(封筒) 大久保一蔵様

蓑田伝兵衛様

(封筒ウラ)



石垣銳之助

英にて我十二月六日認ル

乍毎文略仕候、京都之都合委敷御認、出帆以来初而承り弥々驚入候仕合、此末如何可相成哉、弥富国強兵之外術無之、御互ニ相勤、是而已明暮存罷在申候、乍然、今辺其程分能き御土産上申候之哉と存申候間、折角帰帆相越被成処、細書以御無礼山々ニ存候へ共、立前ニ而万事取込罷在申候故、何も帰帆相残置申候、御注文之小銃は、誠ニ延引相成、恐入罷在候へ共、何分異人相手、存之候ニ達下兼候事も多く、乍然、来ル廿七日ニ弥々積出し候都合ニ相成候、○御国許ニも近々御取開之御模様相伺、殊ニ万里を隔大慶無此上候段、此事ニ御座候、○将亦御頼之小銃二丁も右之株と一緒積出之賦御座候、誠ニ省略之、貴君平ニ御有免願上候、已上、

我十二月六日

石垣銳之助

大久保一蔵様

蓑田伝兵衛様

追而、我ニも来ル廿七日、仏ノマルセルスより出

帆之管ニ而、今一七日計之内より英地出立、ハリス江滞在、夫よりマルセールスニ出候賦、夫故三月中旬頃ニも着可相成哉候、福州辺ニも立寄之賦候間、少々遅なり可申哉、

文書原寸 縦一三・二種 封筒原寸 縦 六・七種
横 二一種 横 二一・三種

三三 小松帶刀ヨリ在国ノ重役へ

筑波山一件

尚々、民部大夫様ニは草津江人数御曳列御出張ニ相成居申候、

筑波山浪士京師江志シ、木曾路通行之義は先便申越候通候、一橋公も愈去ル三日午之刻御出馬ニ相成、当分大津

駅江御滞在之由御座候、右為探索中村半次郎差出置候処、

浪士之方江踏入情態承候処、 王政復古ニ不相成候而は

為皇国不相成候間、其為ニ出京之心得候、右ニ付而は

賀陽宮被為 入候而は、逆も何事も不被行、次ニ会・薩

滞京候而は大政も不被行、是も除クとの趣意御座候由、

竹田・田丸之兩人頭取ニ有之由御座候、当分は濃州揖斐

ト申処江滞在、一昨日より越前境谷波大川原辺江曳取候

向ニ御座候、千余人必死ニ而中々勢強キ由ニ御座候、彦

根江相懸候得は、喰留候義如何可有之哉、橋公之処も内

通有之とは申事候へとも、突留候義不相分、追々探索も

差出置候得共、未進退不相分候、谷波辺江罷居候事ハ四

日朝迄之事ニ候、右通之次第ニ而、如何之変到来も難量

御座候間、御屋敷御手当無手拔様仕置候、両日中ニハ何

とか動静可相分候間、其上ハ早々申上越候、大垣余程氣

張候由、彦根其外近国之軍勢出張ニ相成候得共、いつれ

も因循ニ而滞陣等ニ而相堅メ居候哉ニ御座候、右次第之

形勢故如何之變動も難量御座候間、爰元より長州江出張

相成居候諸郷一組、征長後ニは当地江立歸賦の御座候付、

長之都合次第ニは早々差返候様、今日便申遣候間、左様

御承知可被成候、いつれ両日中ニ詳細ハ可申上候得共、

今日江戸より之飛脚通行ニ付、今日迄之形行申越候条、

被達

御聞候義、可然様御取計可被成候、此旨早々申越候、以上、

十二月七日
午之刻

小松帯刀

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第五二四号
文書ト同文ナリ)
文書原寸 縦一五・七種 横一二七種

二三七 汾陽次郎右衛門ヨリ二丸御側役衆へ

鎌倉ニテ英人殺害ノ件筑波山騒動ノ件三通添
合四通

(包紙ウツ書)
一二二丸
御側役衆 汾陽次郎右衛門

ノ

「

一二三七ノ一

鎌倉ニ而英人切害之一条ニ付、神名川詰通詞品川英輔(参)より
愛許同役品川藤十郎江差送候書状、去四日蒸氣船便より
相達候由ニ而、昨日差出申候間写取差上申候、別新聞

一通も同船より知来候由、是又差上申候、以上、

十二月八日

汾陽次郎右衛門

二丸
御側役衆

文書原寸 縦一三・四種 横五二・三種

一二三七ノ二

一筑波山大平山辺之残党、常州那河港税町并磯浜辺江、
凡そ五六千も聚集いたし候付、大名勢并歩兵御繰出ニ
相成、接戦におよび、水戸よりも加勢人数弐千人計も
有之、共々討手ニ向ひ、殊の外大戦となり、寄手大に
勝利ありて、終ニは浪士悉く散乱仕、五百人余は降参
いたし、当時老千人之残党にて、以前水戸家老職相勤
罷在候武田耕雲斎遂切腹ながら立奔仕候而より、右千
人の大将となり、甲州江引籠り候趣ニ付、追々彼方も
討手御差向ニ相成可申候、

一一二七ノ三

此末ニ申上候清水清次は已ニ駿州ニ而搦捕ニ相成候旨、昨日江戸より掛合有之候間、鎌倉狼藉相分何共無此上事ニ奉存候、尚後便可申上候、

以手紙啓上仕候、寒冷之節御座候処、御家内様益御壯氣被為入御勤務恐賀至極奉存候、次ニ爰許無事消光仕候、乍憚御休意思召可被下候、然は十一月三日出之御懇書、同十三日相達逸々拝読仕候、被仰聞候通、十月廿二日夜、鎌倉鶴ヶ岡八幡前ニおゐて、又々貌利太泥亜士官兩名被為切害^(アキ)、事相^(アキ)候欵と、安心仕候間もなく凶事絶間なく、敷敷次第ニ御座候、委細之義は、辰相郎殿より葬送迄之所被申上候趣、其後如何相成候哉之旨、相分次第早々申上候様奉承知候、其後追々右場所ニ行掛り候老人之小兒、年齢十三歳にして、右切掛候始末承知いたし、其他右浪士帰路之折夜食を乞候茶屋

戸塚宿にて挑灯を求候所之主人、悉く英岡士館におゐて組頭衆立合相糾候申口、

一右小兒申聞候には、江の島之方より右藩士兩人走り来りて、八幡前本通りに出、右農家二軒ある内右軒之縁先ニ出て腰相掛、刀ニ手を掛居たるに、向ふより外国人兩人馬上にて静々と来り、彼藩士の前を通ると見へしか、兩人一時に刀を抜、老人は突、老人は切掛たり、馬上の兩人たまらず落馬するを手早く散々に切殺候処恐れつゝ彼小兒立騒ぎ、夢中ニ我家に帰り、三日之間不能食と云々、其後如何いたし候哉、相寛不申と告ぐ、
一戸塚茶屋主人申口、
夕申ノ下刻比、右藩士兩人あはたゝ敷、我方に駆来りて、兩人分の支度急速ニ用意いたし呉候様申ニ付、用意中冷酒を乞、老瓶を吞尽し、性急ニ飯を喰ひ、近辺にて挑灯を買ひ求め、戸塚より山路を越逃去申候、素より其比迄ハ鎌倉騒動更に承知不仕、定而供後れいたし候者欵と疑居候と云々、

一同夜、川崎六郷川上丸子渡しと申所を通行いたし、江戸に逃込候と申噂に候、

一近郷にて、右浪士ニ稍々似たる兩人の浪士被召捕、横浜於戸部御仕置に相成候始末、左之通御座候、

浪人
蒲地源八と申立候

無宿

源八
子二十六歳

浪人
稲葉丑次郎と申立候

無宿

丑次郎
子二十三歳

右之者無宿之身分にて大小をさし、清水清次供々相州於島村農家江罷越、清次義横浜表外国人退治ニ罷越ニ付、軍用金可差出、不承知に候ハ、切殺へく杯申聞、多分之金子為差出、同人より配分を受ル上は、同意不致迎申分難立、不届ニ付兩人共死罪申付候もの也、

子十一月十八日

右兩人共細川藩浪士と申噂ニ御座候、清水清次は張本にて、右兩人を語らひ、彼の農家は八郎右衛門方にて金子貳百兩却奪之節より人に目を付られ、種々道を變し候得共、其迹を追ひ来る者あるに付、清次より兩人江金子五十兩配分、残り百五拾兩ハ懐中いたし、二人と離れたり、其後清次は箱根関を越、駿州之方江足付候趣ニ候、右兩人は神名川後路より江戸に行、山路へ出候を、綱島村にて召捕へ、公事方より御勘定奉行江差出候を、神名川奉行より此者は外国人に關係せる罪人ニ候得は、横浜にて仕置いたし度旨申ニ付、御勘定奉行より御渡ニ相成候、右は全く鎌倉におめて狼藉せしものとハ相違いたし候得共、同類なるを以、於当地仕置可致由ニ御座候、

一本月八日夜、仏蘭西水夫数人乱酔いたし、遊女屋辺乱妨ニ及び、或ハ棒を持、通行之人々を打擲いたし候より事起り、夜半日雇仕事師之者共棒を携へ、仏人来るを待受け、散々に打倒し、終ニハ仏人一人即死、三人

深手を為負申候、其後仏兵卒等撃出来りしかと、最早
相手逃去候後なれハ、其候事終り、当時面倒申立候得

共、相手数人之事故、誰打し時死せしと申義不相分、

打擲いたし候もの三人丈、今入牢いたし居申候、外ニ

差而相変候義も無御座候、余ハ後便ニ万々可申上候、

謹言、

品川英輔

平安

十一月廿三日

品川藤十郎様

文書原寸 縦一六・五糎 横二二九糎

(二二二七ノ二号文書ト同文書トハ一綴リ)

一二二七ノ四

別新聞

神名川詰組頭脇屋卯三郎、此節於同所死罪被仰付候由、

右は江戸長崎屋敷御取揚之節、同人より遣候密書有之、

長藩士可焼捨を差掛り之事故いたし方なく、井戸江投込

候を、公役拾ひ上、夫より致露頭候罪科之由、其事柄は
相分不申候、

文書原寸 縦一三・六糎 横三六・四糎

一二二七ノ五

口伸別紙ニ添

以別紙申上候、清水清次弥被擲取及吟味候処、此間於鎌
倉英人を切害いたし候者人ニ相違無御座由、白状之旨を
今晚只今急御飛脚を以、江戸より為知来、各国公使江組
頭衆被参、掛合ニ相成申候、英アールコックは明朝出帆
ニ付、国之土産物と飛あがり雀躍仕候趣、其為組頭衆江
自分所持之金時計恵ミ候由ニ御座候、右極々之新聞ニ付
不取敢申上度、早々謹誌、

十一月廿五日夜半認メ

英輔具

酒屋町

品川様

文書原寸 縦一六・五糎 横四二・七糎

三三 有馬中務大輔ヨリ久光公へ

征長ノ件其他

一 翰啓呈仕候、甚寒之節御座候所、益御安清被為、渡奉
南山候、然は先般は撰海江夷船来舶

廟議不一定之体ニ而、実ニ寒肝胆候所、結局穩当之趣ニ
而先々安心之事ニ御座候、

大樹公ニも永々御滞坂ニ而、御鞅掌之程奉恐入候、今度
征長之処、(島津茂久)修理君江も被蒙 仰、小子へも依旧、定見之

命を蒙り候、就而は諸事從驥尾可申、何致と御添心之程
偏奉希候、(久留米藩)扱弊藩は兼々出産之馬乏敷、都而諸藩之盈余

ヲ仰候所、近来何方も出馬少ナキ趣ニ而、時節柄必至計
致手支候、近頃御無心中兼候得共、御有余も御座候は、

此節乘馬三十疋計御所望相叶間敷候哉、御承知被下候は
本懐不過之候、右之外任御懇意、件之御相談之次第も御

座候而、側向之者差出候ニ付、猶委細ハ当人より其筋へ
可申述候、万事宜敷御舍被下度候、近来は余り御疎情ニ

打過候付、時候御見舞且寒氣御安否伺度、

十二月十日

文書原寸 縦一七・三釐 横八五・五釐

如此御座候、頓首、
(有馬慶麿)
中務大輔

三三 越前藩間部出治ヨリ江戸屋敷へノ届書

常野党乱入ノ件

常・野脱之浮浪人追討之儀、先達而御達之趣、急速在所
表江申遣置候ニ付、兼而探索として差遣置候処、当月二
日私領分越前之国今立郡池田村より相越候哉茂難計趣申
出候ニ付、夫々人数を手筈いたし置、早速一番手差出、

夫より折々増人数まで出張いたし、尤本田興之輔よりも
応援として人数差越候、且又同三日夜、当国大野之郡黒

沢村辺より、先手十三人計罷越し、残る多人数濃州長島
より手前村々へ屯集いたし、右先手十三人之者共、其近

村ニおひて、凡八百人計り人足引揚げ、(和也)險道を直し、追
々乱入候由申出候間、猶又同五日土井能登守方へも人数

差出し、嚴重相備罷在、何れも必死決戦之格護候得共、

伏見表御警衛も敵重御達も有之、当分人数差出し置候ニ付、在所表甚少人数ニ而、深く心配仕候段、在所役人共より申越候、委細之儀は、追々可申上候得共、先不取敢此段御届申上候、以上、

子十二月十三日

間部正治（詮道）

常・野州脱走之浮浪人、私領分越前之国江入込候ニ付而は、御届申上候通り、何れも敵重相備、必死血戦之格護ニ候得共、当時伏見表御警衛等も相勤、旁以在所表ハ至而小人数ニ而、甚以心配仕候、依之江戸表詰合之人数、急速差遣度奉存候間、何卒西九大手御門番御免被成下候様仕度、此段奉願候、以上、

子十二月十三日

間部正治

文書原寸 縦一五・四糎 横七三糎

三言 伊達伊予守より島津大隅守殿へ

長州征伐及水藩暴徒之件等

（包紙ウツ書）

一松平大隅守様

侍史

伊予守

（朱筆讀）

密要

拙牘拝呈仕候、沍寒之候愈御勝常可被成御揃奉大賀御座候、尔後は意外及御疎情申候、要事無之故也、御海量可被下、今程は

当公御出陣候半、乍然尾督府姑息、進撃も被差止候間、空敷御滞陣と奉察候、何ヲ以結末

朝敵至当之御処置候哉、亦攻懸候ニ付、伏罪云々ニ付、諸將之衆議尋問、何ヲ以握權四道之指揮候哉、

幕老奸、水浪徒、征長姑息、外夷来撰等実ニ長大息之次第候、救世之卓偉業、伏冀

閣下之鼎力御座候、実ニ如今日無用之長陣にてハ、何ヲ以後基本ヲ定候半や、当今急務策長良有説、老成着実何分御密談之末御協力、為

朝野御粉骨奉渴望候、且又水浪徒、近日出京之巷説有之処、多分彦藩辺ニ而及潰乱可申存居候、先は当季何度、要事迄如斯候、恐々敬白、

臘月十五日

(島津久光)

大隅明公閣下

侍史

(伊達宗城)
伊子

二伸、時下御自愛奉專念候、將又家内江戸へ出候様云々ニ付、兼而之御意味も有之、嘸々御心配可被為在、狼兄も頗閉口と申參候、僕瓦全乍憚御放念可被

下候、不備、

文書原寸 縦一六・六糎 包紙原寸 縦三一・四糎

横八二・三糎

横 四三糎

三三 堤右京大夫ヨリ島津大隅守殿へ

家政補助礼状

(包紙ウラ書)
一 島津大隅守様 堤右京大夫

ノ

ノ

嚴寒之節御座候得共、愈御堅固被成御座珍重存候、今般為御助力厚被懸御意、幾久敷忝存候、右御礼申入度、如斯御座候、恐々謹言、

十二月五日

(久光)
島津大隅守様

堤右京大夫

哲長



文書原寸 縦一九・三糎 包紙原寸 縦三〇・三糎

横五二・八糎

横四一・三糎

三三 五卿ヨリ筑前藩へ移転ノ通牒

付解兵依頼ノ件

此方共移転之儀、明十六日より十日之猶予を以、萩表反正之成否ニ不拘、必其藩江可令渡海決定ニ付、解兵之儀早々周旋有之度頼入候事、

十二月十五日

萩府江幽困を解候儀被 仰付置候付、長府清末江猶又御督促被遊候得は、五日之内御答可申上候、右申上候次第蹶然御転座被遊而は如何可有御座哉、若及遅々候へ、御期限通御所置被遊度奉希上候、乍併其内ニも諸隊沸騰

ニも及候ハ、乱之魁と被為成候儀は、素御心外之御儀故、直ニ御軀座可被遊、為其内分長府清末ニ御発船之御用意迄も被仰付置度奉存候事、

但期限可為七日事、

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第五三四号
文書ノ一部ト同文ナリ)

文書原寸 縦一四・三種 横一〇一種

三三 山階宮晃親王ヨリ島津中将殿へ

寒中見舞ト国事意見

(包紙ウツ書) 一島津中将殿 晃

玉机右

朱

(封紙ウツ書) 一島津中将殿 晃

玉机右

時下随分ノ御用心ノ存候、伊勢ハ無程帰京ト存候、大和義用向被濟候ハ、帰京候様御取計希入候、

(帯刃) (良節) 小松・藤井懇志ニ致し被下忝存候、町田・坂元以下

精勤致し居候間、御安心可給候也、

頓首

寒光熾盛ニ候、益御安福哉、猶承度候、小子無事、乍憚御放念可給候、

皇都も先々平穩、御安慮ト存候、長州一条も大島内々周

旋ニ而、可然被為濟候由、此上之事ト存候、常ノ野辺之

妖物も此比ハ越州辺江退り相成候へ共、是亦一橋・春嶽

辺之尽力ニ而、無程可治勢ニ而恐祝候、乍去兼々如存知

大体天下之形勢不容易、第一異國人一条、第二官武御一

和一条、第三柳営江御委任一条、何共ノ苦心之至ニ存

候、委曲は備後殿・小松以下在京之人々より申入候事ト

存候、乍此上可然ノ万々御賢考希入候、桜木公よりハ不

相替御懇志ニ被成下、内府公も御忠仕御手厚被為在候

間、御安心可給候、先々寒中御見舞迄如此候者也、恐謹言、

極月十七日

文書原寸 縦 一六種 包紙原寸 縦二九・六種

横四四・七種

横三八・五種

〇三三 新納次郎四郎ヨリ桂小三郎へ

軍艦買入ノ件

候、以上、

十二月廿日

戸田采女正家来
桑山忠三郎

二三五 戸田采女正家来桑山忠三郎ヨリ届書

越前路逆徒困窮ノ実情

一 賊徒共越前路へ脱走ニ付、追討人数之外ニ北国街道并

大津辺江向、別手人数繰出し候段、先比御届申上置候

儀ニ御座候、然処大津辺江差出候人数進退方、於同駅

一橋中納言様江奉伺候処、越前路之方へ押懸候様、御

目付様を以御達御座候、何れ右人数直ニ引返し、越前

路江差向、兼而国より差出し置候人数と一纏メに相成

候処、御使番様より御達、一番手・式番手ハ賊徒廻進

ミ、疋田村江押寄戦陣罷在、三番手ハ築ヶ瀬宿張陣、

尚四番手も繰出し申候、賊徒木之芽峠辺ニ屯集、諸手

之御人数其四周を敵重ニ取囲ミ、同所ハ至而深雪、粮

米等も欠乏、必死と困窮罷在候趣、去ル十五日出張家

来之者より申越候、此段御届申上候様、采女正申付越

文書原寸 縦一六・四種 横三七・七種

二三六 鹿兒島城下物価届書

米穀其外日用之品々現事売買之直成、別冊通銘々職屋共
江為書出、町役共より申出趣承届候間、此段申上候、以
上、

下廻方横目

松崎 助 七

子十二月廿一日

村田長左衛門

東郷六郎兵衛

町田孫太郎

上廻方横目勤

榊山五郎兵衛

右同横目

文書原寸 縦一八糎 横四七糎

(表紙)
「子十二月

諸色直成帳

上下西田町」

平田直一郎
坂本休兵衛
榊山彦太郎

一 種子油 壹升 代錢四百五拾六文
 一 塩 壹升 代錢八拾文
 一 小麦 壹升 代錢百八拾四文
 一 蕎麦 壹俵 代錢四貫五百文
 一 味噌 小壳 壹升 代錢百八文
 一 生醬油 壹升 代錢百文
 一 同式番小壳 壹升 代錢四拾六文
 一 生酢 壹升 代錢百文

一 酢小壳 壹升 代錢五拾八文
 一 実酢小壳 壹升 代錢四拾貳文
 一 真白米 壹升 代錢貳百六拾四文
 一 同納米 壹升 代錢貳百五拾六文
 一 搗粟 壹升 代錢貳百五拾六文
 一 荒粟 壹升 代錢百三拾貳文
 一 上大豆 壹升 代錢貳百八拾八文
 一 下大豆 壹升 代錢貳百八拾文
 一 上新 壹搯 代錢拾五貫文
 一 中新 壹搯 代錢拾三貫四百文
 一 上松薪 百文ニ付八本
 一 中松薪 百文ニ付拾壹本
 一 小割薪 壹抱 代錢貳拾貳文
 一 枯木丸太薪 壹抱 代錢拾四文
 一 松之枝薪 壹抱 代錢拾四文
 一 上酒 壹盃 代錢貳百拾六文
 一 中酒

一下酒

右式行之儀は当分市中小売仕不申候、

上酒一式ニ売出仕申候、

一並焼酎壺盃 代錢七拾五文

一 生焼酎壺盃 代錢百四拾八文

市来井川内方限
一 生焼酎
加治木并国分方限

一 右同

右式行之儀は当分御当地ニ而煮御免被仰付候付、

取寄売買仕不申候、

一上長口起炭壺俵 代錢七百八文

但三拾七八斤以上

一中長口起炭壺俵 代錢六百貳拾文

但三拾貳三斤以上

一上起炭壺俵 代錢四百六拾六文

但三拾斤以上

一中起炭壺俵 代錢四百拾四文

但貳拾貳三斤以上

一上差拔起炭壺俵 代錢五百文

但貳拾八九斤以上

一松金鬘付壺斤 代錢七百四拾八文

一石割右同壺斤 代錢六百八拾四文

一梅の露右同壺斤 代錢八百四拾八文

一蠟燭壺斤 代錢五百七拾貳文

一黒傘壺本ニ付 代錢八百七拾貳文

一定尺雨傘壺本ニ付 代錢壺貫百文

一壹寸延雨傘壺本ニ付代錢壺貫貳百文

一貳寸延雨傘壺本ニ付代錢壺貫四百文

一紺傘壺本ニ付 代錢壺貫八百文

一紺蛇ノ目壺本ニ付 代錢貳貫五百文

一皮緒桐操台 上代錢壺貫八百文
中代錢壺貫六百文

一右同堂島 上代錢壺貫三百文
中代錢壺貫貳百文

一右同平台 上代錢壺貫百文
中代錢壺貫文

一皮緒操台杉 代錢六百八拾文

一右同堂島 代錢六百四拾八文

一右同平台 代錢六百四拾八文

一女皮緒杉堂島 代錢六百四拾八文

一右同平台 代錢六百文

一女皮二重緒桐台 代錢壹貫文

一右同二重緒杉台 代錢六百四拾八文

一男同し緒杉平台 代錢三百八拾八文

一右同女 代錢三百四拾八文

一右同堂島 代錢三百四拾八文

右之通当分市中相場ニ御座候、以上、

子十二月 上下西田町
年寄

(本文書ハ「鹿兒島県史料 忠義公史料」第三卷第五四二号
文書ト同文ナリ)

冊子原寸 縦二七種 横二〇・三種 一二枚

三三三 上杉宗次郎ヨリ久光公ヘノ上書

海軍勃興ノ議

(表紙)
「上書」

夫士大夫処非常之世、得明主之遇、而欲立非常之功者、
又卓然不得不行非常事、及行非常之事は、深察天下之勢
審其首尾、洞悉其曲折、然後可望注措之協宜也、方今天
下之形勢洵々然として、内乱東西ニ起り、民心頗ル不安、
加之に異人屢々乎として軍艦を 本邦ニ指し越し、旧約
に違ふの箇条を責め、 政府之所置ニより忽ち戦を為す
之形、現然として誠ニ天下執事之人、深く十思所可有也、
夫当今世界之勢之来る所を熟慮し、又 神州先王之道を
論すれハ、我か赫々為る 神州ハ、四夷を来貢セしめ、
威を海外ニ震ひ、日々地を弘むるを以て 祖宗之御志願
と被遊るゝ事明白也、已ニ 神皇后自ら海軍を率ひて三
韓を征し、府を彼之国ニ立て、人を彼之国ニ居へ、互市
朝貢を監視す、若し其之貢を怠れハ、忽ち兵を遣りて之
を罰す、以後々之 帝皇皆之れニ法り、或ハ 京師ニ鴻臚
館を立て、異人ニ接応し、市人ニ命して、肆々貿易をなさ
しむ、嘗て唐土可法之政典を得て、我邦を補益センと欲
して、学才之人を選ミ、年々遣唐使と為して、彼之土ニ

遣ハさる安倍氏・吉備氏其余ハ数ふるニ不違、嗚呼明なるかな、当朝之 天皇尽せるかな、当時之大臣深く天下之勢を察して事を執り、国光を異域ニ流さるゝ事、乍恐敬伏之至りに不堪奉存候、只 神州之国体ハ二千有余年皇統連綿として窮極有る無く、崇義好仁、富国強兵、四方ニ輕蔑を不蒙る事、之則ち 神州之国体也、豈攘夷鎖港を以て 神州之体を得ると可申や、 祖宗ハ弘く海外と交通被遊候共、外国より更に一点之辱を不蒙、弥々国威異域ニ迄震ひ申候而、後世下て數百年、 朝綱大ニ弛ミ、外国之交通も不盛、終ニ攘夷鎖港之論起れり、是ハ徳川氏以来之制法ニして、三代 將軍之世、抑も甚數相成たり、是更ニ 先王之遺制ニハ御座無く、一時不得已之勢にて設けられたる制度ニ有之、 日本之故典を説めハ明白也、乍然、此之時節 東照宮ハ遠略之御志甚數、嘗て勘定奉行某を和蘭人ニ頼ミ南阿米理駕ニ行かしめ、其の地形風俗を熟察なましむと、其の御志凡人之所窺ニ無御座候、 東照宮御年七十四、豊臣氏を伐て明年薨御

被成、終ニ此之大経綸を不被遂候事、実ニ千載之遺憾と奉存候、若し 東照宮今少し御延寿被成候ハ、今日旭旗を五大州ニ翻し、今之英國杯も来貢セしむる事必定也、政府之互市を禁せられしハ、只彼之宗旨我ニ弘まり、人心を擾亂し、不測之害を生せん事之御遠慮より設けられ候新法也、其の子細ハ、応仁以来大乱打続き、士民共ニ大道を不知、甚數ニ至てハ、三河一向宗蜂起之時、徳川家普代之臣皆宗旨之詛を以て賊ニ荷担し、 東照宮を困め奉り候、宗旨之害如此ニ候故へ、 政府是に懲り、異国人渡来互市を痛く禁絶被成たる事なる可し、異国之我 邦ニ通商するや実ニ久し、已ニ先年河内国ニ於て安閑天皇之御 陵より硝子燬出でしよし、雜誌ニ見へたり、 天皇ハ二十八代之 天子、此之時分已ニ西洋人と商通する事ハ 邦俗なりし事現然也、又御国之中祖 家久公ハ、御手兵を以て琉玖(琉)を制伏被成、当年ニ至る迄来貢不断之由、誠に 神州之至栄盛典ニして、 先王之御志不過之、義久公之御志又是琉玖にて止り可申や、但し

此之時騒乱之後にして、百姓之疲労不少、諸士数年之困勞を御配慮被成、琉玖耳にて御返師被成たる事なる可し、家久公当今此之挙を致されなへ、必ず唐土・印度迄も深入可被成事ハ必然也、或論云、今開港被致なへ、又彼之宗教之害、我民ニ伝染可成スト、雖然、當時ハ太平久敷打続き、士民皆大道を合点仕れへ、今一二之宗教を以て誘ひ候共、何ぞ捨国背主之無道を為し可申ヤ、已ニ異人渡来横浜開港以來、十余年ニ至れ共、未だ宗旨之害、我民を惑ハす事を不聞、又或論云、日本ハ小国、只鎖港固守、以て其之國を守る可しと、此之論甚た拙し、当今我邦をして此之勢体ニ至らしむる物は鎖港之弊也、國威更張、軍勢盛大は國之大小ニ不可依、和蘭之如き西洋にてハ最爾たる一小國にて有れ共、世界ニ横行し、英・仏・米ニ統て事を計る、是只海軍之力と、並ニ弘く世界ニ交通し、貿易之利を獲て、且印度之地を領し、今日之如くニ御座候、小國たりとも、何ぞ憂ふ可き事有らん乎、只人務むるに可有候、

御國之如きも、日本地内にしてハ誠に古ハ不弁利之御國柄之様に奉存候へ共、当今世界ニ交通して、國を被當海軍を更張して四夷を制伏被成候ニハ、返而便利之御地形と奉存候、其の子細は、抑も唐土・印度ニ接近ニして航海之利宜敷、又山川御港之如きは、世界を引受け互市被成候ニハ、殊ニ勝地之よし、西人も往々歎稱仕り候事、彼之書籍ニ見及び申候、右ニ依てハ、山川港ニ於テ開港被成、洋人を引受け互市を盛ニし、海軍を更張して五大州ニ航海し、世界之勢ニ依て事を計りもふしたく、是より外當時の大経綸不可有候、先指當り、朝鮮ニ御往来被成、夫より天津港・江南・香港・広東等ニ月々交商被成、館を置き人を居へ置可申、清國は打続き兵乱にて、上下困耗之時ニ御座候へ、少しく恩恵を施し、江南之民を懐け候へ、十年を不出して我業可成候、其の中、使節を遣て清王ニ会し、説くに当今之勢を以てし、利害得失を弁明仕り、日本・清國同心一致を以て西洋を制伏せんと申候へ、彼

八年來洋人ニ被犯、宿怨不淺、殊ニ我 日本とハ旧好も有之、又内は長髮賊ニ苦められ、兵力大ニ微々の秋ニ御座候ハ、喜て同心可仕ハ必定ニ御座候、夫より道を借り、黒龍江を越へ、魯國ニ至り、魯之君臣ニ会し盟約し、魯國之産物を黒龍江ニ運轉し、我船も黒龍江迄遡り貿易可仕、魯國之鉄は殊ニ上品之聞へ有れハ、之を我 邦ニ轉し、大小銃を造る可し、當時西洋各國と抗衡するものハ、魯國より外不可有、往年セバストホル戦争之以後ハ和睦仕り罷り有り候共、内心互ニ相軋る魯國、西洋へ出る処之黒紅海之兵備は、戦争以後約束ニて廃棄し、其の後ハ東洋ニ出るを以て専務と為し候、英・仏予め之を察し、魯國之東海ニ出てなハ、不容易大事ニ付、力を究めて相拒ミ居候、右之次第ニ御座候ハ、後年魯・英諸州と事之相起り申事ハ、智者を不待して照然ニ御座候、私し当年長崎出遊之砌、蘭軍艦メジサノ船將より承り候ハ、從今十年を不出して、西洋諸州と魯國と大戦争可有、其の処ハ、必ず東海之近辺にして、 日本之地辺ニ有りと、又

米國之當時長崎在留之学人も、此之言を申出候趣ニ御座候、此之時節ニ指當り、 日本も今之勢にてハ、其の余炎ニかゝり、不測之害を受くる事不可計候、豈愛國之人、徒手なす之時ニ不可有候、右之秋 本邦も海軍可成りに罷り成り居もふし候ハ、両問ニ於て事を為し、魯國破れなハ、中ニ入て和を結び、西洋敗しなハ其の虚ニ乘し、爪哇・呂宋・蘇門刺之地を略し、電撃を以て 本邦之幅員を弘め可申ハ此之時にして、又千載之偉功ニ御座候而魯・英事無くハ、偏く世界ニ交通し、新和蘭之如き地を占め、追々遠略を為し可申候、両事之内何れニ付ても、猶更早く貿易通商を盛ニし、海軍を更張被成、世界ニ通し清朝・魯國ニ結ひ、西洋各國と親しみ候事第一之急務ニ御座候、織田右府公之甲・越ニ當るや、畢辭腆礼使不獲造疊端、其之間ニ乘して京畿並ニ隣國を略し、晚ニ武田を亡し、越之地を削弱す、右府公之遠略又密也、當時我之魯・英に遇するや、此之策ニ依て事を為す可き也、又前文申上し通り、我 邦ハ清國と風俗を相類し、地形・

人情も旧来承知之事ニ候ハ、先是ニ鞭を付け、後年世界横行之基礎と為し可申候、是則右府公之京畿を略する之策にして、後堅先弱する也、以後は西洋を制伏する道幾等も可有候、

仏国近来軍艦時々朝鮮釜山浦ニ碇泊する之由、魯国又朝鮮と相結の議頻りなる趣き、此之度も又々彼ニ先鞭被致候てハ口惜しき義ニ候ハ、願は来春は、先有合之御艦を以て、早々朝鮮ニ御往来御初被成致奉存候、

天保年間より英夷頻りニ唐山を侵奪仕り候共、邦人更ニ注意不仕、彼ニ自在ニ其の業を為さしむ、誠ニ長大息之至リニ堪ヘ不申候、英国杯も、元ハ偏所之一海国にて、邈乎として不及、日本之大候共、雖然其の志氣卓犖、務めて遠略を為すを以て、威五大州ニ震ひ申候、日本は世界之中央ニ居し、四方環海、軍を出し五大州を横行仕り候ニハ実ニ便捷ニして、英国如きの及ぶ所ニ御座なく候、然るニ、今迄徒ニ環海之阻を恃ミ、晏然戦を忘れ、怠佚侈靡、昇平之榮ニ堪弱(戰弱)し、富国強兵遠略を不務打過

き候て、終ニ今日之勢ニ相逼り申候、清国は二万里之大邦をして海を受くる事一面ニ不過、我邦清国と比する十二分一ニ不足国にして、四面皆海也、一朝清国之如き挙御座候ハ、豈数月を保ち可申哉、明府上は明主之遇を得、下百姓之人望を荷ふ、此之秋ニ膺り、小嫌疑を御断絶被成、真実日本一新之御機会と御覚悟被成、通商を盛ニし、海軍を更張被成、国家保護之道を御考究可被成奉希候、

当時本州之人、洋人ニ大金を出し買入申候諸舶數十艘ニ至り申候、然るニ、一・二年用ひ申候ハ、忽ち損所出来仕り、運用叶ひ難く、空敷港内ニ繋き申候、是士官未熟之業を以て運用致すニより、艦ニ痛所出来仕る訳ニハ候共、元買入申候時より古船にて、異人自分難用き物を密ニ修覆し、我を欺き一時之利を得て如此ニ御座候、今少し海軍士官術業精練仕り、彼之欺を受ぬよふの事有たく奉存候、又大舶を所持致し候て、「ドック」無之ニより修覆方出来かたく、又時々の手入相成難候より、益々大

船療棄するよふニ相成申候、軍艦を所持し「ドック」無

之は、刀有りて磨石無きが如く、刀若し錆を生し候ハ、

如何ニ成す可きや、鉄造船之如きは、一年兩度斗りも「ド

ック」ニ入れ手をかけ不申候而は、二年を不経して朽果

可申候、木造船ニ於ても銅板少し損したる時、速ニ「ド

ック」ニ入れて相驗めずんハ、忽ち虫付て外板へ存外之

大孔を穿ち、是より漏り入り、他之分部へ害を伝へ、終

りに大修覆無之而は叶ぬ様に成行、三年之内是又無用と

成り可申事ハ必然之義と奉存候、総て軍艦之平生不用之

者ハ、「ドック」を造り是ニ囲ひ置不申候而は、破損常々

相生し、急変之用ニハ立ち難く御座候、然し未だ御國御

港内之地は不案内ニハ候共、平生艦を碇泊仕り候ニハ、成

る丈け三面山にして底深く、殊ニ西北之風を防く所然る

可くと奉存候、冬中西北之風にて強く吹付け、港内不深

して浪立ち候ハ、船之動揺強く、右故へ横桁相振れ、索具

類自ら摺れ合ひ、存外痛ミ起る物ニ御座候、時々改め不

申而は、少損より大損ニ至り可申候、乍去、晩春より初冬

迄は、格別打続き烈しき風は無御座候へ共、北風毎日強

く吹き候ハ、損所多く相成可申と奉存候、右ニより、御

港内にて冬時御田場ニ成る可き所御見立被成、冬時ニハ

此之所ニ御田置被成度奉存候、其の所ニ即ち「ドック」

御取建被成、時々御艦之底廻り御改被成可然と奉存候、

前件之如く「ドック」ハ大艦所持之御國ニハ必用然之者

ニ御座候、「ドック」御取立ニ相成申候ハ、則製鉄所闕

く不可物ニ御座候、扨聞仕り候ハ、製鉄所は已ニ御取掛

之趣、恐悦ニ奉存候、此之以後軍艦御製造ニも相成申候

ハ、一先年少之人を御選ミ被成、海軍夫々の業前を命セ

られ、英国倫敦へ御差立被成、彼國にて御製造被成、其

の中士官諸術練習、大工・鍛冶も御指添にて、是又業前

相弁へ、其の後打建成就之上、御乗返りに相成候ハ、面

々純精之士官と相成可申候、其の後ニハ追々御國ニ於て

も御製造相整ひ候様に相成可申と奉勸候、

指当り海軍場御取立被成、貴族之御方是を督視被成、凡

海軍場入学之諸生は、衣食豊かニ官より御給し被成、厚

く御撫助被成度義ニ奉存候、其の中達業之人は、門地ニ不抱、御擢選被成、船將ニ御選被成度、夫一艦之船將は、往々ハ海外ニ往来し、皇国之威を海外ニ輝かす一艦之指揮役ニ候ハ、抑も學術ニ達し、胆略有りて衆心を得候人ニ不有ハ、全く相成りかたき事かと奉存候、此之指揮役相勤候人ハ、追々ハ御国之御執政之中へも御交へ被成、厚く御用被成度、当時 皇国之海軍は、何方ニ於ても甚た下等ニ相置れもふし候、是にてハ海軍之士官大ニ望を失ひ、不盛之基ひニ御座候、夫海軍は乱世ニハ申すニ不及、治世ニ於ても、抑も困難至極之奉公にして、水師之軍勢ハ之を陸軍ニ比すれハ、日々之業前甚た危険之事計ニ御座候ハ、士官より水士ニ至る迄、厚非常ニ平生御恩遇無之ては、海軍は更張仕り不可申候、私義外臣之身分として、憚を不顧、御国議を申上候事恐入候共、当時厚く御恩遇を蒙り罷り有候ハ、国家之御為と存込候ハ、何分もたしかたく、一二之愚論、御耳を奉穢し候、並ニ卑辞不遜之義は御海容可被下奉願上候、十二月廿三日、謹

上言、

上杉宋次郎(宗)

冊子原寸 縦一九糎 横一三・八糎 一一枚

三三 小倉吉井幸輔ヨリ大久保一蔵へ

五卿移転等ノ件

(端裏付箋)

「しらべ濟」

(端裏朱書)

「甲子十二月廿八日 小倉より吉井」

猶々、京師ハ混雜中ニも鬱散も可有之、目タンダ銀

右衛門がシャベリなど、当地之長在陣ニハ大ニ入り

申候、

前略、五卿一条并国内調和之為、(陸奥)西郷岩国へ踏越候次

第八、(正徳)松方帰国委細御聞取相成候筈、其後福岡表江小

拙差越候一条ハ、芦屋より御問合相成候間不申上候、

是迄段々之情態も有之、漸々兎哉角運立候処、別紙西

郷書状通、萩ニ而拙策を施し、諸隊大ニ奮激、終ニ五

卿も期限通御転座相逃レ、昨今大ニ六ヶ敷成立申候、

先日馬関江も罷渡、長府人江茂面会仕候、筑藩にも大心配御座候、何卒今一往岩国・萩江諸藩より説得いたし呉候様、尤御国之儀へ、萩表御幕申上居候間、相頼との事にて、越前江右之趣論判ニ及候処、同意ニ而、同藩より肥後江相談いたし候処、迂遠之策ト不同意之趣御座候、外ニ柳川・久留米江も申談、一同差入賦御座候得共、前文肥後不同意ニ而、諸藩も不承知可致歟、何レ之筋小生ニハ是迄仕掛候儀ニ御座候間、成否ニ不拘、差越候合御座候、今日ニ至り候而へ、萩之所置次第ニ而、兎哉角相治り候訳ニ御座候処、私怨を以報ひ候気味有之、いつれ往々内乱と相成可申、就而ハ官兵引上ケ候程合無覚束候間、是非一時なり共、鎮静之道相立候様尽力仕度事ニ御座候、

一 京師之一左右其後無之、如何ト始終案勞罷在候、就而今一陣被繰登候ハ、破レ候時ハ勢あり、治り候時ハ救応隊へ交代いたし候ハ、別段御国元より被差登候より御都合相成可申歟と建議仕置候、

一 江戸表ニハ夷人江十五万石之地を鎌倉辺江かし渡候風聞、専当地ニ有之、越藩辺江は何方より歟申参候由、実ニ大変之次第、根本既ニ如斯罷成、在陣之諸家人心又一変いたし候、必一橋公之手と幕府両立可致、もふこそ持重之策ニ極り可申歟、一日も早く上京いたし度候得共、一人ニ相成どふも難逃、心中御推察可被下候、此旨奉得貴意度如斯御座候、猶迫々相変候儀共可申上候、早々不備、

吉井幸輔

十二月廿七日夜認

大久保一蔵様

貴下

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第五四三号
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一五種 横二二五・五種

三三 横浜貿易新聞記事

武田耕雲斎等ノ拳兵及横浜碇泊外国軍艦

〔表紙〕 西一千八百六十五年第一月廿五日

元治元甲子之最終冊

貿易新聞 第九十号

正月十六日訳成

日本貿易新聞

第九十号

西曆一千八百六十五年第一月廿五日

我元治元年甲子十二月廿八日 神奈川開版

右の文は日本元治元年十月の風説書を翻訳したる者なり

今日五日の曉に於て浪士の徒大に敗北せり、

(徳川慶篤) 水戸中納言ハ 大君の近親なるか故に、城内に在る清水

の屋敷内へ逃げ入る事を許されたる由、田沼玄蕃頭(意忠)ハ水

戸国を取り、且其城を保守す、十五日、水戸領内香取と

云ふ地方にて、浪士再び大に敗走せり、其内残りたる五

百余人の徒ハ、所に往来し、老若を殺し、其乱妨に依て

人民の悩ミ言ふ可らず、故に 大君政府にてハ、彼等を

誅伐せしめんが為に、三人の大名に命を下せり、然るに右の内百五十人、自から降参し捕へられて、テニコウジと名くる真言宗の寺院に在り、世人の説にハ、彼等速に罪せらるへしと云ふ、

武田香雲齋、自称甲斐守(訳者按に伊賀守の誤なるべし)ハ元ト水戸の家

老にして、当時ハ浪士の頭たる者なり、先頃筑波の戦争

の時逃りたる徒を引率し、且諸方より人数を招き集め、

兵卒を増し、信濃領の通路なる和田峠に在りて、諸方よ

り聚りたる浪徒の総大将たる、依て 大君政府にてハ、

此事を聞き、彼香雲齋を追討の為、幾個の大名を遣せり

と云ふ、然れども其後の事ハ未タ詳ならず、

浪士の徒、甲州(即ち甲斐国)に至り、此地に在る大君

の城を奪取りたる風聞有り、

記者曰、浪士の聚まる事ハ、河水の漲るか如しと雖、人

民浪士に信服せず、只 徳川氏の連綿繁栄を希望すと云

へり、

付横浜在船号表

正月十二日成

外山捨八訳

英吉利商船 アルギユス アキンド バツカンテ

シムリヘリネ ドン・リカルド エルヒン

ガバルワ ゼーニー ジュリヤ ロンドン

シラゼ ソワエストルン 右十二隻

同軍船 イウリヤリユスー コンケーロル

コケツテ コルモラント オスブレイ

ケストレル ブンセル ハーホック

コロマンデル セヘルン 右十隻

仏蘭西商船 アランチ 右一隻

同軍船 セミラミ 右一隻

米利堅商船 ベネハクトレス ブランデンビュルグ

ペット 右三隻

同軍船 シャーメストウン 右一隻

荷蘭商船 プカタリナ 右一隻

同軍船 チャンピ メタリスコロイス 右二隻

通計三十一隻

冊子原寸 縦一四・三種 横一六・六種 四枚

柳河校正浄写

三〇 柴山良助ヨリ大久保一蔵へ

歳暮ノ挨拶

〔包紙ウツ書〕
「大久保一蔵様 柴山良助
平安

「〔朱〕
甲子十二月廿八日

江戸 上

〔端裏書〕
「大久保様」

一筆啓上仕候、当年も已ニ無余日罷成り、寒氣厳敷御座候へ共、愈御多祥被為成御座候半、恐悅御儀奉存上候、然は御註文之御軍艦一条、自此内御掛合申上置候通り、何分絵図面不示候而は、引統之談判も出来不申旨、英商ハリソンより申訳ニ而、右到来次第、早速其儀取掛り、何分之御首尾合可申上奉存候間、左様思召

可被下候、

一 爰許爾來交替之儀も無御座、幕向ハ日増しと人氣ニ悖
戻仕候様之御政事ニ而、今日言路ハ壅閉いたし、諸藩
有志人之上何事茂手指す事ハ不相成、只当惑いたし切
候姿ニ御座候、其後幕府江対し、上書・建言等御座候
向之事、更ニ承得不申、何分今成ニ而は、幕役之進退
向、

朝廷よりして断然御決議無之候而は不相叶と申処ニ着
眼仕候説、專ニ御座候得共、当分之処ニ而は、長州之
事未御首尾相成候様之角も相見得不申、且は又 將軍
様之御進発向も、上野之宮様御貰ひ候欵申様之事ニ御
取成し、御黙止ニ相成、是全く 將軍家之御身かまへ
只儉安之御所置ゆへ、是よりして

朝廷之御逆鱗、諸藩之憤怒、必ず一変事付申さんと相
互ニ見合候形とも被伺申候、

一 水府之内情、別紙差上申候、当分激論家之徒ハ、悉く
脱走いたし居候由御座候得共、右書面ニも御座候様、

奸徒より当公を廢し、幼君相立度との事件、沈徒・奸
徒之間、色々紛乱仕り居、是よりして又必ず事を醸成
んと被考申候、水戸当公茂当分御慎御伺ひ中ニ而、幕
府より何分被仰渡候儀未承得不申候、

一 常・野之浮浪党、当分飛驒之方江罷在候由、此節ハ余
程尽迫仕候姿ニ被聞申候、(前田青麩)加州侯へ何欵歎願之書差出
し候而、当分歎願中と申事、(詮道)先達之間部侯御手より相
洩れ候左右承及申候、(民彬)戸田侯之御届書、別紙差上申候、

一 当分閣老方之上、何方も碌々之御事ニ而、大方奥御右
筆・御勘定奉行等之上よりして、議論相立候事多く御
座候向之由、

一 御勘定奉行小栗上野介殿、(忠禮)先達御軍艦奉行江被為転、
委細ハ相分兼申候得共、此人随分働等有之候人之よし、
全体才略ニ任セ諸事改革向ニ大ニ趣意有之、閣老間ニ
忌諱ニ触れ候様之事御座候而如此と申事ニ御座候、講
武所之歩兵隊ハ全此人之手よりして成りし由、右等之
所より幕家之人よりハ望を掛られ候人物之よし、

右歳暮之御伺ひ旁御左右如此御座候、恐惶謹言、

子十二月廿八日

柴山良助

大久保一蔵様

玉案下

〔本文書ハ「鹿児島県史料 忠義公史料」第三卷第五四四号
文書ト同文ナリ〕

文書原寸 縦一六・五種 包紙原寸 縦二三・八種

横 一一九種 横三二・四種

三三 長岡良之助殿ヨリ島津大隅守殿へ

征長小倉滞陣中将来ノ国事ヲ論ズ

(包紙ウツ書)
「島津大隅守様

長岡良之助

御直披

密用親展

緘

自小倉

季冬沍寒之候、愈御清寧奉拜賀候、扱先頃は微臣差出し候処、御馬被贈下、別而辱奉存候、近日僕始留屯、無異罷在候条、貴慮易被思召可被下奉願上候、然は長州一条

大略鎮静ニは帰し申候得共、激徒・正義徒分派、全国乱

と相成可申、乍去一國中先鎮静之見込相立候由、萩表江

被立越候大監察より之知セニ御座候、何様ニも五六百之

残党、僕初無用之屯聚ニ不及、一刻も早く鎮静仕、国力

疲弊ニ不至様、尽力罷在候事ニ御座候、筑狸不相変言語

ニ絶し申候、呵々、先頃来、万事西郷吉之助と申談候末、

於越邸面語仕、大慶ニ存申候、実以人物感服仕候、扱武

田耕雲斎遍

帝都、横浜之夷情六ツケ敷、幕吏老奸等之事、慨嘆之至

ニ不堪候、逆も天下之基本相立不申候間は、外患内憂、

不可救之勢と被相考申候、付而密ニ私見込を申上候間、

御採扱可被成下奉願候、

大樹公を御進発ニいたし、各国有志之諸侯参集、第一賢(島津久光)
(松平慶永)
(伊達宗城)

兄・銳鼻公・長面公杯、一橋黄門を輔翼ニ相成、万事一(慶應)

和、基本を被定、最早異論有之向は、黄鉞を東西ニ被秉、

兵力縦横之御処置より外有之間敷、且又夷人御処置は、

両三港之論ニ不拘、只万民物価沸騰之憂を取除候而、是よ

りも航海、富国強兵之基本を立申候より外有之間敷、吾より海外を掃攘仕、五大洲之風月を神州ニ弄翫仕度と暴論仕候、これも人ニありと存申候、如何候付而申上候、私見込ニ而は、差寄、一橋黃門之御心次第之事ニ而、当春之假ニ而は逆も相成不申、依而私よりも今般屹度不願恐申上候趣意、一書状ニ委細相認申上置候、何様一橋黃門、真ニ賢公方を御奉用被成候は而は不相成義、御承知之通私より涯分丈ハ申上候、もし一橋公御同意急ニ相成候は、是非賢兄も御上京相成度、密ニ奉伺候、私も密ニ申上候間、御密示可被下候、私ハ是非々々一橋公へ申上候心得ニ御座候間、幾度も書状さし出可申と存居申候、宇和島長面公より賢兄へ之密書指出申候、御落手有無、貴答奉願候、近日は勇氣鬱屈之余、越前太守申談催山狷少々は放念仕候、尤大勢之参集、鹿猪は脱走と相見、一向ニ手ニ入不申、漸両三疋獲物有之、一統濁醪分飲位之仕合ニ御座候、急ニ貴答奉願度要用迄、呈愚札寸衷吐露仕候、陣中乱毫海涵々々、恐々謹白、

(十二月二十八日)
季冬念八
(島津久光)

松大隅守様

御直披

(細川護美)
長良之介

二伸、御自愛奉專祈候、楼上夜飲之節、御高論今以思出申候、又御所詰合之時之長座ニは力尽杯、今以相考申候、呵々、乍汗顔今般御牽渡之馬、眼立申分杯有之趣ニ弊国より申参候間、御心易ニ任せ、帰国後もしや願替御返却申上、外ニ相応之御馬願候も難測、二疋共右様申参候間、御差支有無被仰越候様奉願候、暴論失敬、早々不尽、

文書原寸 縦 一九・五糎 包紙原寸 縦四二・五糎
横三三・五糎 横三二・八糎

三三 神奈川版日本貿易新聞第九十号記事

武田耕雲斎等举兵ノ件

本文書ハ二二三九号文書ト同文ニ付省略ス

文書原寸 縦二四・四糎 横一六・七糎 四枚

鹿児島県史料編さん関係者

顧問

国立国会図書館
客員調査員

大久保利謙

前早稲田大学教授

竹内理三

東京大学
史料編纂所所長

小野正雄

委員

四本健光

田島秀隆

芳即正

五味克夫

桑波田興

原口哲哉

安藤保

晋原哲哉

館長

井之口恒雄

副館長

池田廣

調査史料課
課長

長谷川宏

尾口義男

徳永和喜

荒田邦子

伊集院祐子

上野みどり

長嶺泉子

沼田恵子

吉見さゆり

鹿 児 島 県 史 料

五里島津家史料 三

平成 5 年 12 月 1 日 印 刷

非 売 品

平成 6 年 1 月 22 日 発 行

編 集 鹿 児 島 県 歴 史 資 料 セ ン タ ー 黎 明 館

発 行 鹿 児 島 県

印刷所 合名会社 文尚堂印刷所

〒892 鹿 児 島 市 西 千 石 町 1 - 8
